

鎌倉市障害福祉サービス計画

第4期（平成27年度～平成29年度）

平成27年3月

鎌倉市

「障害」の表記について

本市では、第3期障害福祉サービス計画の策定に際して、国の表記方法やアンケート調査の結果、意見交換会などでの障害者の方々の意見を踏まえ、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会で「障害」の字体の表記について検討しました。

障害者団体等からは、「障害の字体にこだわるより、障害福祉施策の実態の向上を図って欲しい。字体にこだわることで、障害者の抱える問題の本質がそらされてしまう。」などの趣旨の意見が多く聞かれました。

障害者福祉計画推進委員会では、「障害のある人の感じ方、お気持ちを大事にしたい。」「今まで通り使っている方が分かりやすいのだったら、逆に今まで通りの方が良いのではないか。」などの意見が出され、議論の結果、今まで通り「障害」という表記を使用する結論となりました。

このたび、策定します第4期障害福祉サービス計画の策定においても、ひきつづき「障害」の表記を使用することとします。

はじめに



鎌倉市では、平成24年3月に、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第3期鎌倉市障害福祉サービス計画を定めました。今回、第3期鎌倉市障害福祉サービス計画期間が満了することから、改定作業を進め、平成27年度から平成29年度までの3年間について、第4期鎌倉市障害福祉サービス計画を策定いたしました。

この計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの実績や、成果目標、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み、必要量の確保のための方策、数値目標などを記載したものです。本市では、この障害福祉サービス計画に基づいて、一步一步着実に鎌倉市の障害者福祉を進めてまいります。

障害者の方々を取り巻く環境は、法律や制度の整備を受け、経済的にも社会的にも改善がされてきてはいますが、まだまだ厳しいものがあります。

このたび、第4期鎌倉市障害福祉サービス計画の策定にあたり、国から示された基本指針を踏まえて、成果目標の設定や、障害者の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するための必要量の見込等を策定しました。

本市では、「共生社会」を目指して、障害者の方々や社会資源の状況を把握しつつ、国や県の動向にも注目しながら、引き続き、障害者の方々の地域生活を支援するさまざまな施策や就労支援対策などを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご意見・ご提言をいただいた市民の皆様、施設や事業所・関係団体の皆様、鎌倉市自立支援協議会の皆様、本計画の策定にあたりご検討をいただいた鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

鎌倉市長 松尾 崇

目次

1	計画の概要	1
(1)	計画改定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画期間	2
2	平成29年度における成果目標の設定	3
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	3
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	5
(3)	地域生活支援拠点等の整備	8
(4)	福祉施設から一般就労への移行者数	11
(5)	就労移行支援事業の利用者数	13
(6)	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	14
3	指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込及び、その見込量の確保のための方策	15
	指定障害福祉サービス・指定相談支援における見込量一覧	16
(1)	訪問系サービス	17
(2)	日中活動系サービス	20
(3)	居住系サービス	25
(4)	相談支援	27
4	地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込及び、その見込量の確保のための方策	30
	地域生活支援事業における見込量一覧	31
(1)	理解促進研修・啓発事業	33
(2)	自発的活動支援事業	33
(3)	相談支援事業	34
(4)	成年後見制度利用支援事業	38
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	39

(6)	意思疎通支援事業	41
(7)	日常生活用具給付等事業	43
(8)	手話奉仕員養成研修事業	45
(9)	移動支援事業	46
(10)	地域活動支援センター事業	47
(11)	その他実施する事業（市任意事業）	48

5 障害児者の現状と支援の動向 50

(1)	障害児者数	50
(2)	身体障害児者の状況	52
(3)	知的障害児者の状況	55
(4)	精神障害者の状況	57
(5)	難病等療養者の動向	59
(6)	発達障害児支援の動向	62
(7)	高次脳機能障害支援の動向	64
(8)	特別支援教育の動向	65
(9)	療育・教育の状況	67
(10)	雇用・就労の状況	70
(11)	障害児者への主な福祉サービスの状況	72
	ア 施設サービス	
	イ 居宅サービス	
	ウ その他の居宅サービス	
	エ 補装具・日常生活用具	
	オ 自立支援医療費	
	カ 相談支援事業	

6 特別な支援が必要な子どものための計画的な基盤整備 77

(1)	一貫した支援体制の推進	77
(2)	障害のある子どもの余暇の充実	78
(3)	発達障害等の理解を深めるための取り組み	78
(4)	児童通所支援事業等の種別ごとの必要量の見込	79

7	計画の進行管理	84
(1)	PDCA サイクルの実行	84
(2)	市民・障害者の声やニーズの把握	84
(3)	庁内の連携と総合的施策の推進	85
(4)	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	85
(5)	鎌倉市自立支援協議会	85
(6)	鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告	85

【資料編】

1	第4期鎌倉市障害福祉サービス計画策定経過	1
2	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例	2
3	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則	3
4	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿	4
5	鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱	5
6	鎌倉市の障害児者福祉施設	7

1 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨

平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行され、社会参加の機会の確保、地域社会における共生、社会的障壁の除去等を基本理念として総合的かつ計画的に支援を行うこととされました。

障害者総合支援法において、市は、障害福祉サービスの提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関する障害福祉計画を定めるものとされており、本市においても、障害福祉サービス計画の策定を行ってきました。

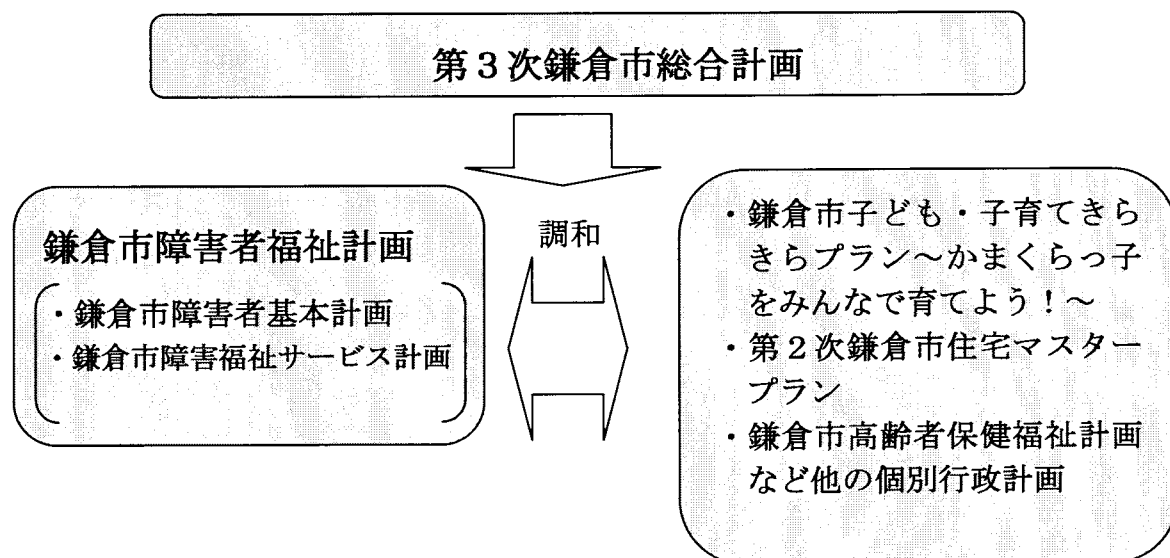
このたび、「第3期鎌倉市障害福祉サービス計画」が策定後3年間を経て、改定の時期を迎えることから、本市の障害者の地域生活支援の基盤をより一層整備するため、平成27年度から平成29年度までの3年間にかかる数値等の目標を設定するため「第4期鎌倉市障害福祉サービス計画」を策定しようとするものです。

(2) 計画の位置づけ

鎌倉市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス計画」で構成されます。

この計画は「第3次鎌倉市総合計画」に対して、障害福祉分野の個別計画となります。

また、鎌倉市における子ども子育て支援事業計画である「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～」など、他の行政計画とも調和して障害者福祉施策を進めていきます。



(3) 計画期間

鎌倉市障害者基本計画の期間は、6年間（平成24年度～平成29年度）としており、障害福祉サービス計画については3年間となっています。

今回、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間を満了する第3期障害福祉サービス計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの第4期障害福祉サービス計画を策定します。平成29年度には計画全体を見直します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------

鎌倉市障害者福祉計画	第2期鎌倉市障害者基本計画(障害者基本法)				
	鎌倉市障害福祉サービス計画 第3期		* 鎌倉市障害福祉サービス計画 第4期		

※ 障害者基本計画

市町村は、障害者基本法第11条第3項により、「障害者の状況等を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」とされています。

※ 障害福祉サービス計画

各年度における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、障害者総合支援法第88条に規定されています。

* 障害者自立支援法は平成25年4月1日から障害者総合支援法となりました。

2 平成29年度における成果目標の設定

障害者及び障害児の自立支援の観点から、施設入所者等の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の課題に対応するため、第4期障害福祉サービス計画の最終年度である平成29年度を目標年度として、障害福祉サービスの成果目標を設定します。

また、平成29年度までの6年間の計画である、鎌倉市障害者基本計画の施策や、その他の行政計画とも調和を図りながら、障害者福祉施策を総合的に進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末における福祉施設入所者が地域生活に移行する者の成果目標を設定します。地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら共同生活援助（グループホーム）や一般住宅などに居住する者を見込み、地域生活へ移行していくことを推進します。

ア 国の考え方

国全体としては、平成17年10月の施設入所者数のうち地域移行した者の割合は、平成24年度末時点で23.7%となっており、平成26年度末には、国の第3期障害福祉計画の基本指針の目標としていた3割の地域移行を達成する見込みとなっています。

第4期障害者福祉計画の成果目標については、平成17年10月1日から平成24年度末の地域移行した者の人数の平均伸び率（2.88%）を基に、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が、平成29年度末までに地域生活に移行するとともに、新たな施設入所者を勘案して、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本ととしています。

なお、平成26年度までの成果目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

イ 県の考え方

神奈川県では、平成17年10月1日時点の施設入所者数約5,100人に対し、平成17年10月1日から平成26年10月1日までの間で、18%にあたる898人が地域移行しています（県計画の目標は平成26年度末までに21%）。

第4期障害福祉計画の成果目標の基準は平成25年度末時点の5,051人に変更とし、これまで地域生活支援に取り組んできた実績や今後のサービス基盤の整備見通しなどを踏まえて全市町村が設定した成果目標の合計として、平成25年度末から平成29年度末までの地域生活への移行者数は、543人（11%）を目指すこととしています。

また、今後、継続入所者への対応なども考慮すると、直ちに施設入所者数の大幅な削減を実現することは困難な実情にあることから、地域生活への移行を積極的に推進しつつ、施設に入所して支援を受けることが真に必要な新規利用者に対しては、適切なサービス提供を保障するため、全市町村が設定した見込み数の合計として、平成29年度末における施設入所者数4,936人は、平成25年度末時点に対し115人（2%）の減少を見込むこととしています。

ウ 本市の考え方

平成26年3月31日時点での施設入所者は115人で、平成26年度末時点での施設入所者数の見込みは117人となります。この数字は、第3期障害福祉サービス計画における平成26年度末時点での入所者数の目標値でもあることから、第4期障害福祉サービス計画の目標については、平成26年度目標値を基準に未達成割合は加えず、国の方針に基づいて設定しました。

まず、平成29年度末までに施設入所者が障害者総合支援法の自立訓練事業や地域移行支援、地域定着支援などを活用した共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等へ入居するなど、地域生活へ移行する者の数については、14人（12.1%）を目標とします。また、平成29年度末時点での施設入所者削減数の見込みについては、新たな施設入所者を勘案し、5人（4.3%）とします。

本市の施設入所者の推移（平成26年度は見込数）

年 度	人 数	年 度	人 数
平成23年度	108人	平成25年度	115人
平成24年度	113人	平成26年度	117人

エ 本市の目標（平成29年度末における数値目標の設定）

項 目	数 値	備 考
平成26年3月31日 時点の入所者数(A)	115人	
平成29年度末の 入所者数(B)	110人	地域移行見込者数 14人 新規施設入所見込者数 9人
【目標値】 地域生活移行者数	14人	福祉施設入所からグループホーム等へ移行する者の数
	12.1%	
【目標値】 削減見込(A-B)	5人	差引減少見込数
	4.3%	

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

ア 国の考え方

「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）」に示された入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、全ての関係者が目指すべき方向性を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として設定することとしています。これについて国は、平成29年度における入院後3カ月の時点の退院率（*注1）を64%以上、入院後1年時点での退院率を91%以上とし、入院期間が1年以上の長期在院者については、平成24年6月末時点からの長期在院者数から18%以上削減することを基本としています。

イ 県の考え方

神奈川県では、精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日施行。））の改正等により、入院中の精神障害者の地域移行が現状より進むことを想定し、目標値を国の方針に合わせて、3 ヶ月時点の退院率を 64%、1 年時点の退院率を 91%としています。

直近 5 年間の長期在院者数は、平成 20 年度の精神保健福祉資料（*注 2）においては 7,331 人でしたが、平成 24 年度と同調査では 6,751 人となり、580 人（8%）減少しています。真に入院が必要な方もいることから、国の基本方針が示す 18%の削減は困難と考えられますが、入院中の精神障害者の地域移行を目指すという国の基本方針を踏まえ、平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を 6,076 人とし、平成 29 年度までに 10%の削減を目標値としています。

ウ 本市の考え方

第 4 期障害福祉サービス計画では、県が目標値を定めることとしています。しかし、一方で、精神障害者の地域移行を支える障害福祉サービスの見込量に、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、利用量を勘案することとされています。

本市では、精神障害者の入院先等について実態を把握することが出来ないため、近隣の精神科病院に対し、精神科病院からの地域移行の見込者数などのアンケート調査を実施しました。（13 病院にアンケートを実施、9 病院から回答）。その結果、本市に住民登録のある入院患者のうち、平成 29 年度までに地域移行を検討している対象者の数は、36 人となりました（うち 65 歳以上 20 人を含む）。入院が長期にわたる理由として、グループホームへ入居したくても空きがないこと、精神障害者の受け入れ体制が整っているグループホームが少ないことなどが挙げられました。

地域生活を必要としている精神障害者を支援するために、退院支援、地域生活移行後の医療、生活面の支援、居宅介護サービスや精神障害者が安心して生活できるグループホームなどの体制整備が必要です。

本市においては、精神障害者の地域生活への移行を推進するために、精神障害者への理解の促進、基幹相談支援センターを中心とする相談支

援体制の充実や、医療と福祉の連携による地域生活を支える体制の整備を進めます。また、アウトリーチ支援（*注3）やピアカウンセリング（*注4）などの取組みについても研究し、入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進していきます。

***注1 退院率**

ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3ヵ月以内に退院した者の割合をいう。

***注2 精神保健福祉資料**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年6月30日付で都道府県・指定都市に報告を依頼している精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態等調査。

***注3 アウトリーチ支援**

精神障害者の地域生活を支えるため、地域で関係機関が連携し、相談支援専門員・精神保健福祉士・精神科医・看護師・臨床心理技術者（臨床心理士等）・作業療法士などによる多種職チームを構成して、家庭訪問等による支援を実施する。

***注4 ピアカウンセリング**

仲間同士の相互の支援活動。精神障害者が、自らの体験に基づいて、他の精神障害者の相談に応じ、自分でもやってみようという動機を育む力により課題解決していくカウンセリング方式。

(3) 地域生活支援拠点等の整備（*注1）

ア 国の考え方

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）（*注2）について、障害者の高齢化、重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下などを見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかを、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置等、各地域における個別の実情に応じ、平成29年度末までに市または圏域ごとに少なくとも一つを整備することを基本としています。

イ 県の考え方

神奈川県では「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」（*注3）や「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」（*注4）等を活用し、それぞれが相談支援機能や緊急時の受入れ機能などの必要な機能を担い、個々の機能の有機的な連携をとることにより、地域生活を支える効果的な支援として、地域生活支援拠点等を整備するとしています。

なお、県立障害福祉施設・県立総合療育相談センターは、地域生活支援拠点などと連携しながら、引き続き民間施設では対応が難しい専門的な支援を必要とする障害者等の受入れや技術支援などを行っていくとしています。

また、市町村もそれぞれ課題に応じて、県事業を活用するとともに、必要に応じて近隣市町村の機能の活用を検討し、地域生活支援拠点等を整備することとしています。

県は、こうした県所管域の市町村障害福祉計画に位置づけられた地域生活支援拠点の整備に対して、広域性、専門性の観点から支援するとしています。

ウ 本市の考え方

本市では、地域で生活するうえで支援が必要なすべての障害者を対象に、相談支援事業所やサービス提供事業所などの各関係機関が役割を分担して、それぞれの機能を有機的かつ効率的に発揮して、地域生活支援

を担う面的な体制の整備（*注2）を推進することとします。

本市における地域生活支援拠点の面的な整備にあたっては、グループホームの整備や短期入所施設等の機能強化等を図るとともに、本市において以下の社会資源について、整備を進めます。

- （ア）基幹相談支援センター（*注5）を設置し、休日・夜間や緊急時にも対応できる相談支援体制の整備、研修等の実施による相談支援専門員の人材育成やスキルの向上、地域移行・地域定着支援事業の推進及び様々なサービス利用の調整を行うコーディネーターの配置、権利擁護・虐待防止対策の取組み等を行うとともに、行政の各機関、サービス提供事業所、医療機関等と連携を図り、地域のネットワーク化を推進する自立支援協議会の企画・運営等実施する体制の整備を図ります。
- （イ）障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（*注4）の活用などにより、医療的なケアが必要な障害者について行動障害や専門的対応を必要とする障害者について利用が可能な、短期入所事業所の確保を進めるとともに、利便性や対応力の向上を図っていきます。
- （ウ）重度障害者や医療的ケアが必要な障害者も入居可能なグループホームの設置を推進していきます。
- （エ）障害の重度化や高齢化に対応した、在宅での生活の安定及び安心を確保するため日中活動の場や訪問サービス体制の整備を進めます。

これら社会資源の整備と、障害支援サービス事業ごとの事業所連絡会の充実や連携を図り、基幹相談支援センターを中心として、地域のサービス提供事業所や相談支援事業所、医療機関等を含めた地域のネットワークを構築し、平成29年度末までに上記の機能整備を進め面的な体制を整備していきます。

また、地域生活支援拠点等の整備については今後も検討を続け、整備の進捗よく状況等をみながら必要に応じて計画の見直しを行います。

- *注1 地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能
- *地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
 - *一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
 - *ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保
 - *人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備
 - *コーディネーターの配置等による地域の体制づくり
 - *日中活動サービスを行う事業所の充実
 - *訪問サービスの充実
 - *重度障害者、精神障害者、医療的ケアが必要な障害者にも対応できるグループホームの整備
- *注2 地域生活支援拠点又は面的な体制
- *地域生活支援拠点
各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害支援施設に付加した拠点
 - *面的な体制
地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制
- *注3 障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
- 平成19年度から、政令市を除く県内5つの障害保健福祉圏域において相談支援ネットワーク等の形成を図るため、研修事業や関係機関の連絡調整会議等を実施することを目的として設置されたものです。本市は、圏域の自立支援協議会を通じて、このうちの「横須賀・三浦障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」の行う相談支援等ネットワーク形成事業に協力しています。
- *注4 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業
- 神奈川県では「神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱」を定めており、本市では、その中の「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」のうちの「短期入所拠点事業所配置事業」に基づき、県、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町と広域連携で「湘南東部地域拠点事業所配置事業」を実施しています。これは、在宅の医療的ケアを要する重度障害者で、利用者や家族のニーズが高いにもかかわらず受け入れ態勢の整備が不十分な短期入所事業所の拠点整備をするものです。
- *注5 基幹相談支援センター
- 地域の相談支援の拠点として、専門職員を配置して、支援困難な事例への助言、相談支援を担う人材の育成を行い、地域移行支援、地域定着支援、成年後見制度利用支援事業等の利用調整等のコーディネート機能の役割を果たし、地域の相談支援体制の構築と充実を図ることを目的として設置します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行者数

ア 国の考え方

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業を指します）を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本としています。

イ 県の考え方

神奈川県では、企業の障害者雇用率などを見ても厳しい現状がありますが、そうした状況を改善していくために、障害者、行政、支援者、企業等が広く目標を共有し、共に努力していくことが重要であるとしています。

このような観点から、県では、平成 29 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数について、地域の現状や今後のサービス基盤の整備見直しなどを踏まえて全市町村が設定した成果目標の合計として 1,030 人とする目標を設定し、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 478 号。以下「基本指針」といいます。）で示された目標に沿って、2 倍を目指すものとしています。

ウ 本市の考え方

平成 24 年度の福祉施設から一般就労への移行実績は、16 人であり、目標値を達成しました。国の指針を踏まえて、その約 2 倍の 30 人とすることを、平成 29 年度の数値目標とします。

今後、行政や、障害者就業・生活支援センター等の関係機関、一般企業との連携をさらに深めるなかで、ネットワークの構築を図るとともに、ジョブコーチやジョブサポーターなどを企業に派遣する就労後定着支援を行う体制も充実させていきます。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般就労 移行者実 績数	7人	10人	3人	11人
	平成 24 年度	平成 25 年度	過去6年間就労移行者数平均	
	16人	14人	約 10人	

工 本市の目標

[目標値] 平成 29 年度の一般就労移行者数	30人
	約 2 倍

(5) 就労移行支援事業の利用者数

ア 国の考え方

福祉施設の利用者の一般就労への移行の目標が達成できるよう、就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上とすることを基本として、目標値を設定することとされています。

イ 県の考え方

就労移行支援事業の利用者数は、国の基本指針では、平成 29 年度末時点の利用者数を、平成 25 年度末時点から 6 割増加させることを基本としています。

就労移行支援事業の利用者は、各市町村が障害福祉サービスの見込として、地域の実情に応じて量を定めており、平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者の見込量の合計 2,421 人、6 割の増としています。

ウ 本市の考え方

就労移行支援事業所は、就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動、職場体験等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行うサービスを実施しています。本市では、平成 26 年 4 月 1 日現在で市内に 4 ヲ所の就労移行支援事業所があります。

平成 29 年度の就労移行支援の利用者数は、平成 25 年度実績の 6 割増である 46 人を想定しましたが、福祉施設利用者が就労移行支援事業を利用する比率は、4.7%に留まっています。

今後、関係機関との連携を強化することにより、求職者のニーズを的確に把握し、就労移行支援事業所のさらなる周知を行うことで、利用者の増加を図ります。

本市の就労移行支援事業所利用者数の推移（平成 26 年度は見込数）

年 度	人 数	年 度	人 数
平成 23 年度	26 人	平成 25 年度	29 人
平成 24 年度	28 人	平成 26 年度	40 人

エ 本市の目標

就労移行支援事業の利用者数

項目	数 値
[目標値]平成29年度末の 就労移行支援事業の利用者	46人

(6) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

ア 国の考え方

国では、就労移行支援事業所ごとの就労移行率について、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指しています。

イ 県の考え方

就労移行支援事業所ごとの就労移行率は、国の基本指針では、就労移行率が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指しています。平成25年度の就労移行率が3割以上の事業所は、県全体では3割となっており、市町村の今後の事業所の整備や、利用者の状況を基に、全市町村が作成した成果目標から、県の成果目標は5割にするとしています。

ウ 本市の考え方

事業所ごとの就労移行率については、本市の就労移行支援事業所のうち、一般就労への移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上とすることを目指します。一般就労への移行率を目標値に達成させるために就労後の定着支援事業や雇用奨励金の支給など様々な就労支援事業を実施します。

エ 本市の目標

項目	数 値
[目標値] 就労移行支援事業 所ごとの就労移行率	就労移行率が3割以上の事業所を 全体の5割以上とする

3 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込及び、その見込量の確保のための方策

平成27年度から平成29年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方や必要量の見込を定めるとともに、必要な見込量の確保のための方策を定めます。

障害者のニーズに合わせた質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所と連携し、サービス事業所相互の連絡調整機能の強化も図りながら事業を進めていきます。

※ サービス見込量の単位等の考え方

サービスの見込量は一月当たりの見込量で、単位の考え方は次のとおりです。

- | | |
|---------|---|
| * 時間分 | 月間のサービス提供時間 |
| * 人日分 | 「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（例えば10人が月に平均して22日利用するサービス量は220人日分になります。） |
| * 人分 | 月間の利用者数 |
| * 一月当たり | 年度末の3月におけるサービス提供実績 |

指定障害福祉サービス・指定相談支援における見込量一覧

一月当たりの見込量

サービス種別		単 位	平成26 年度見込	平成27 年度見込	平成28 年度見込	平成29 年度見込
1 訪問系サービス						
居宅介護等	時間分		5,000	5,900	6,800	7,800
	人分		187	213	239	265
2 日中活動系サービス						
生活介護	人日分		7,400	8,900	10,670	10,900
	人分		410	450	490	530
自立訓練 (機能訓練)	人日分		60	80	100	140
	人分		3	4	5	7
自立訓練 (生活訓練)	人日分		230	250	300	330
	人分		25	30	35	40
就労移行支援	人日分		640	670	700	730
	人分		40	42	44	46
就労継続支援(A型)	人日分		900	990	1,080	1,170
	人分		50	55	60	65
就労継続支援(B型)	人日分		2,870	3,150	3,470	3,820
	人分		210	220	240	270
療養介護	人分		12	15	17	20
短期入所	福祉型	人日分	744	972	1,136	1,385
		人分	84	112	131	160
	医療型	人日分	36	48	54	60
		人分	6	8	9	10
	合計	人日分	780	1,020	1,190	1,445
		人分	90	120	140	170
3 居住系サービス						
共同生活援助(グループホーム)	人日分		100	110	120	130
施設入所支援	人		117	115	113	110
4 相談支援 ※4 相談支援は年間利用見込み者数です。						
指定計画相談支援	人		800	1,100	1,200	1,300
地域移行支援	人		5	10	15	20
地域定着支援	人		5	5	5	5

(1) 訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

ア 実施に関する考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」といいます。）については、在宅の障害者への地域生活を支援し、身近な地域において居宅介護等を必要とする人へのサービス提供が保障されるよう、サービス実施事業者と連携して、訪問系サービスを推進します。

居宅介護等のサービス内容は別記のとおりですが、サービス見込量の表示については、国の基本指針に従い、数値目標を一括して表示することとします。

イ 本市の見込量

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
居宅介護	4,026 時間分	4,089 時間分	5,000時間分
重度訪問介護	153 人分	168 人分	187 人分
同行援護	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
行動援護	5,900時間分	6,800時間分	7,800時間分
重度障害者等包括支援	213 人分	239 人分	265 人分

訪問系サービスの見込量については、平成24年度・平成25年度の利用実績及び平成26年度利用見込を基礎として、一人当たりの利用時間数や利用者数の増加を見込んで、サービス種別ごとに推計したものを、集計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

在宅の障害者への地域生活を支援するために、障害福祉サービス実施

事業者と連携して、障害特性や障害程度、障害者のニーズなどに対応した質の高いサービスが提供できるよう、体制の整備を進めます。

また、居宅介護事業者連絡会や神奈川県等と連携し、サービス提供事業者のスキルアップのための研修等に協力し、障害福祉サービス事業の人材の育成を図ります。

(参考資料)

サービス種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績	実績	見込	見込	見込	見込
居宅介護	2,742 時間分	2,920 時間分	3,200 時間分	3,500 時間分	3,800 時間分	4,200 時間分
	110 人分	120 人分	130 人分	140 人分	150 人分	160 人分
重度訪問介護	202 時間分	0 時間分	500 時間分	750 時間分	1,000 時間分	1,250 時間分
	1 人分	0 人分	2 人分	3 人分	4 人分	5 人分
同行援護	887 時間分	810 時間分	900 時間分	1,100 時間分	1,300 時間分	1,500 時間分
	26 人分	28 人分	30 人分	35 人分	40 人分	45 人分
行動援護	195 時間分	359 時間分	400 時間分	550 時間分	700 時間分	850 時間分
	16 人分	20 人分	25 人分	35 人分	45 人分	55 人分
重度障害者等 包括支援	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分
	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分
合計	4,026 時間分	4,089 時間分	5,000 時間分	5,900 時間分	6,800 時間分	7,800 時間分
	153 人分	168 人分	187 人分	213 人分	239 人分	265 人分

※ サービス内容説明

***居宅介護**

自宅での入浴や排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事など生活全般にわたる介護を行います。

***重度訪問介護**

重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人について、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

***同行援護**

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

***行動援護**

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するための必要な援護、排せつ及び食事等その人が行動する際に必要な援助を行います。

***重度障害者等包括支援**

常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、短期入所)

ア 実施に関する考え方

日中活動系サービスは、入所及び通所施設で昼間の活動を支援するサービスです。介護や支援を必要とする障害者へのサービス提供ができるよう、サービス実施事業者と連携して日中活動系サービスを実施します。

イ 本市の見込量

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
生活介護	5,769 人日分	6,176 人日分	7,400 人日分
	316 人分	337 人分	410 人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	8,900 人日分	10,670 人日分	10,900 人日分
	450 人分	490 人分	530 人分

生活介護の見込量については、常時介護を要する障害者へのサービス提供を求める利用者のニーズを考慮しながら利用者数等を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
自立訓練 (機能訓練)	0 人日分	40 人日分	60 人日分
	0 人分	2 人分	3 人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	80 人日分	100 人日分	140 人日分
	4 人分	5 人分	7 人分

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
自立訓練 (生活訓練)	220人日分	200人日分	230人日分
	19人分	20人分	25人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	250人日分	300人日分	330人日分
	30人分	35人分	40人分

自立訓練（機能訓練、生活訓練）の見込量については、地域において自立した生活を希望する利用者のニーズを考慮しながら、利用者数等を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
就労移行支援	453人日分	449人日分	640人日分
	28人分	29人分	40人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	670人日分	700人日分	730人日分
	42人分	44人分	46人分

就労移行支援の見込量については、自分に合った働き方が選択できるように、一般就労を目指す障害者や特別支援学校（養護学校）卒業者等の利用者数等を見込んで推計しました。就労への意欲の高まりや企業の障害者雇用を推進していくためにも、就労移行支援の充実を進めます。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
就労継続支援 (A型)	970人日分	794人日分	900人日分
	52人分	44人分	50人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	990人日分	1,080人日分	1,170人日分
	55人分	60人分	65人分

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
就労継続支援 (B型)	2,559人日分	2,607人日分	2,870人日分
	190人分	187人分	210人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	3,150人日分	3,470人日分	3,820人日分
	220人分	240人分	270人分

就労継続支援A型事業、B型事業の見込量については、自分に合った働き方が選択できるように、就労への意欲の高まりによる利用者のニーズを考慮し、福祉施設における就労の場の確保の充実を進めていくため、利用者数等を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
療養介護	9人分	10人分	12人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	15人分	17人分	20人分

療養介護の見込量については、療養介護事業所の整備状況や、今後、重症心身障害児施設から移行する利用者を踏まえて、利用者数を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
短期入所	639人日分	654人日分	780人日分
	90人分	81人分	90人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	1,020人日分	1,190人日分	1,445人日分
	120人分	140人分	170人分

(内訳)

【福祉型】

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
短期入所	639人日分	654人日分	744人日分
	90人分	81人分	84人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	972人日分	1,136人日分	1,385人日分
	112人分	131人分	160人分

【医療型】

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
短期入所			36人日分
			6人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	48人日分	54人日分	60人日分
	8人分	9人分	10人分

※平成24年度・25年度については、福祉型も医療型も福祉型に含めています。

短期入所の見込量については、サービス未利用者の潜在的なニーズや介護を担う家族の高齢化に対応した、レスパイト及び地域生活への移行の推進などにより、利用が増加していくことと予想されます。このため、障害児者やその家族の支援として円滑に利用できるよう、利用者数等を見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

障害者の高齢化も見据えながら日中活動の場の確保と充実を進めていくために、障害福祉サービス実施事業者と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を進めます。

障害福祉サービスごとの事業者の連絡会との連携を強めるとともに、神奈川県と協力してサービス提供にかかる人材の研修の開催等、人材の養成を図ります。

※サービス内容説明

*生活介護

施設において、常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。

*自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対して、理学療法、作業療法などによるリハビリテーションや生活等に関する相談、助言などを行います。

*自立訓練（生活訓練）

知的障害者または精神障害者に対し、入浴や排泄、食事等に関する自宅での生活全般にわたる訓練や生活等に関する相談、助言などを行います。

*就労移行支援

就労を希望する人に、一般就労等への移行に向けて知識や能力向上のための訓練や作業、実習などを実施します。一定期間の支援計画に基づき、障害者の適性にあった職場定着のための支援などを行います。

*就労継続支援（A型）

一般企業で雇用されることが困難な人に、雇用契約を結び、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

*就労継続支援（B型）

一般企業で雇用されることが困難でかつ雇用契約を結ぶことが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

*療養介護

常時介護が必要な人に対し、病院などにおいて医学的管理のもとに、療養上の管理、看護、日常生活の介護、コミュニケーション支援などを行います。

*短期入所

自宅で生活する障害者について、その居宅における介助者や支援者が病気等により介護を行うことができない場合に、施設への短期間の入所を受け入れ、入浴や排せつ、食事の介護や支援などを行います。

《福祉型（障害者支援施設等において実施）の対象者》

- (1) 障害支援区分が区分1以上である障害者
- (2) 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

《医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）の対象者》

遷延性意識障害児者、筋委縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児者等

(3) 居住系サービス

(共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援)

ア 実施に関する考え方

居住系サービスは、障害者の住まいの場の確保と生活を支援するサービスです。

このうちの施設入所については、数値目標を設定した上で施設入所者を地域へ移行する国の方針が出されており、神奈川県及び本市も、その方針に基づいて実施を行います。国の考え方では、第4期障害福祉計画における平成29年度末の施設入所者の目標値について、平成25年度末時点での施設入所者数から4%以上の削減を目指しており、本市でもその方針に沿った目標設定を行っています。

本市では、施設入所についてのこれらの方針や目標に基づくとともに、これによって利用が見込まれる共同生活援助への障害者のニーズを受け止め、介護や支援を必要とする障害者へのサービス提供が的確に行えるよう、サービス実施事業者等と連携し、居住系サービスを実施します。

イ 本市の見込量

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
共同生活援助	82人分	90人分	100人分
施設入所支援	113人分	115人分	117人分
サービス種別	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
共同生活援助	110人分	120人分	130人分
施設入所支援	115人分	113人分	110人分

*平成24年度・平成25年度実績については、共同生活援助実績に共同生活介護分が含まれています。

共同生活援助の見込量については、これまでの利用状況と今後のサービス実施事業者の事業展開及び施設入所からの地域移行者を見込んで推計しました。

施設入所支援の見込量については、施設入所者の地域移行の方針に従って推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

共同生活援助を実施している事業者への支援を行っていくとともに、共同生活援助を実施する意向がある事業者の把握に努め、利用者のニーズを勘案して、地域生活への移行の場を確保するために安定した運営ができるよう、より良いサービス提供の確保を図ります。

施設入所支援については、施設入所支援が必要な人のニーズを考慮するとともに、既存の施設の機能の活用を図ることで、施設入所が真に必要とされる人が利用できるよう事業を推進していきます。

※ サービス内容説明

*共同生活援助（グループホーム）

日中に就労又は就労継続支援、生活介護等のサービスを利用している障害者に対し、共同生活の場において、食事や入浴等の介護や相談、日常生活上の援助を行います。

*施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練や就労移行支援等のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

(4) 相談支援

ア 実施に関する考え方

障害福祉サービス等の支給決定の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害福祉サービス等の利用計画を作成し、モニタリングを行う「計画相談支援」や、福祉施設からの退所や病院等からの退院等に伴い、一定期間集中支援を行うことが必要となる者の相談支援を行う「地域相談支援」として「地域移行支援・地域定着支援」を実施します。

計画相談支援及び地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を必要とする利用者数を勘案し、相談支援を行う事業者と連携して、計画作成を進めていきます。また、地域移行支援及び地域定着支援を必要とする利用者への支援も実施していきます。

イ 本市の見込量

一月当たりの実績及び見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
計画相談支援	26人分	69人分	112人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	330人分	340人分	350人分

各年度末までの導入実績及び見込量

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
計画相談支援	26人分	220人分	800人分
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	1,100人分	1,200人分	1,300人分

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
指定特定相談支援事業所	4カ所	6カ所	12カ所
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	13カ所	14カ所	15カ所

一月当たりの見込量

サービス種別	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
地域相談支援 (地域移行支援)	10人分	15人分	20人分

一月当たりの見込量

サービス種別	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
地域相談支援 (地域定着支援)	5人分	5人分	5人分

障害福祉サービス等の利用計画を作成し、モニタリングを実施する計画相談支援は、サービス利用に際して必須となることからサービス利用計画の作成等を必要とする利用者数を見込んで推計しました。

計画相談支援を実施する相談支援事業所について、市内の社会福祉法人やNPO法人などと連携し、事業所の指定を充実してきました。平成27年度からは特に充実が求められる精神障害や発達障害の分野を中心に相談支援体制の整備を進めます。

また、地域移行支援は、平成26年度から対象者を拡大し、新たに救護施設や更生施設（生活保護法による保護施設）に入所している障害者や少年院等に収容されている障害者が含まれたこととともに、精神科病院に長期入院している精神障害者の地域移行支援が求められていくことを考慮し、利用者数を見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所や医療機関などの関係機関との連携を強化し、相談支援体制を整備していきます。また、相談支援が必要な人が、質の高い、障害者の相談ニーズを受け止めた相談支援が利用できるよう、相談支援専門員のスキルの向上を図ります。

※ サービス内容説明

* 計画相談支援

障害者等の心身の状況やその置かれている環境等を勘察し、障害福祉サービス等の利用計画を作成するサービス利用支援を行い、障害福祉サービスの利用継続を適切に調整するため、一定期間ごとにモニタリング等を行います。また、障害福祉サービス等の利用計画の検討と支給決定の変更等の申請勧奨を行う継続サービス利用支援を実施します。

地域相談支援

* 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するために、住居の確保や地域生活の準備等について支援を行う事業です。

* 地域定着支援

居宅で単身で暮らしている者や同居している家族等の支援が受けられない障害者等への夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行う事業です。

4 地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込及び、その見込 量確保のための方策

平成27年度から平成29年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方や、必要量の見込を定めるとともに、必要な見込量の確保のための方策を定めます。

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を、地域生活支援事業実施事業所と連携しながら、効果的・効率的に実施していきます。

地域生活支援事業における見込量一覧

サービス種別	単 位	平成26 年度見込	平成27 年度見込	平成28 年度見込	平成29 年度見込
1理解促進研修・啓発事業					
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施
2自発的活動支援事業					
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施
3相談支援事業					
障害者相談支援事業	カ所	3	3	3	3
基幹相談支援センター		未実施	実施	実施	実施
自立支援協議会		実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業		未実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実施	実施	実施	実施
4成年後見制度利用支援事業					
成年後見制度利用支援事業	人分	2	4	6	8
5成年後見制度法人後見支援事業					
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施
6意思疎通支援事業					
手話通訳等派遣事業	人分	460	470	480	490
	手話通訳	270	275	280	285
	要約筆記	190	195	200	205
手話通訳設置事業	人分	1	1	1	1
7日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	10	15	20	25
自立生活支援用具	件	20	25	30	35
在宅療養等支援用具	件	30	35	40	45
情報・意思疎通支援用具	件	30	35	40	45
排せつ管理支援用具	件	3,000	3,020	3,040	3,060
居宅生活動作補助用具	件	5	7	12	14
8手話奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員養成研修事業	人	未定	未定	未定	未定

サービス種別	単 位	平成26 年度見込	平成27 年度見込	平成28 年度見込	平成29 年度見込
9 移動支援事業					
移動支援事業	人分	350	370	390	410
	時間	31,500	33,300	36,000	37,800
10 地域活動支援センター事業					
地域活動支援センター事業	市内カ所数	11	11	11	11
	市内利用者数	260	265	270	275
	市外カ所数	5	5	5	5
	市外利用者数	6	10	10	10
11 その他実施する事業					
訪問入浴サービス事業	件	320	340	360	380
日中一時支援事業	件	150	155	160	165
手話通訳・要約筆記講習事業	人分	80	85	85	90

(1) 理解促進研修・啓発事業

ア 実施に関する考え方

日常生活上・社会生活上の「社会的障壁」をなくすため、地域社会の住民に対し、障害者等に対する理解を深める研修や啓発活動を実施し、共生社会を目指します。

イ 本市の実施見込

サービス種別	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施

ウ 見込量の確保のための方策

誰もが参加できるイベント「ふれあいフェスティバル」を実施して地域の方々と障害者が触れ合う機会を作り、共生社会への理解について啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

ア 実施に関する考え方

障害者等の自立生活に向け、障害者等、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援し、共生社会の実現を目指します。

イ 本市の実施見込

サービス種別	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施

ウ 見込量の確保のための方策

市内で活動している当事者団体等が、地域で行う自発的活動に対する助成を行っていきます。

(3) 相談支援事業

ア 実施に関する考え方

市は、障害者総合支援法に基づく必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や利用調整等を行う計画相談支援や地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を行う事業所の整備を進め、相談支援体制を充実し、機能の強化を図るために、基幹相談支援センターを核として、自立支援協議会を運営し、関係機関が連携したネットワークの構築とその活用による地域の総合的な相談支援体制の推進を行います。

また、市は虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月1日施行））により、障害者虐待防止センターを設置しましたが、今後は基幹相談支援センターとともに、障害者の虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他成年後見制度利用支援事業等の権利擁護のために必要な支援を行っていきます。

イ 本市の見込量

実施見込カ所数

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
障害者 相談支援事業 (市委託相談支援 事業)	3カ所	3カ所	3カ所
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	3カ所	3カ所	3カ所

実施の有無

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
自立支援協議会	実施	実施	実施
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	実施	実施	実施

設置の有無及び事業実施の有無

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
基幹相談支援センター設置	未実施	未実施	未実施
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	実施	実施	実施
サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施	未実施	未実施
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	実施	実施	実施

実施の有無

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	実施	実施	実施

相談支援の核として、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談拠点として総合的な相談業務及び権利擁護・虐待防止対策のために必要な体制整備を図っていきます。また、精神障害者などが地域移行し、安定した生活を維持していくために、関係機関や医療機関と連携し、様々なサービス利用の調整等を行うコーディネーターの配置を図るとともに、相談支援専門員のスキルの向上のための研修などを行います。さらに、地域生活支援拠点との連携や障害者の高齢化や家族支援の必要性のある障害者の増加に対応するため、地域包括支援センターなどとの連携を推進します。

今後も、自立支援協議会を運営し、ネットワークを構築する中で、地域の課題を抽出し、障害福祉施策に反映させていきます。

ウ 見込量の確保のための方策

障害者一人ひとりが、より身近な地域で、その人の状況にあった的確な情報提供や相談支援が受けられ、サービス提供の利用調整ができるよう、基幹相談支援センターを核とした相談支援体制を整備していきます。ライフステージに応じた一貫した支援を行えるよう、関連機関との顔の見えるネットワークを形成していきます。

また、障害者虐待防止対策事業に対する普及・啓発を行っていきます。

※ 事業内容説明

* 障害者相談支援事業

障害者、障害児の保護者又は障害者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、及び助言その他の障害福祉サービスの利用調整等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害児者の権利擁護のための必要な援助を行います。

* 自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉にかかる関係機関のネットワークを構築して、地域の障害福祉サービスにかかるシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置します。本市では、就労支援部会、相談支援部会、地域生活支援部会により、協議を行っています。

* 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、専門職員を配置して、支援困難な事例への助言、相談支援を担う人材の育成を行い、地域移行支援、地域定着支援、成年後見制度利用支援事業等の利用調整等のコーディネート機能の役割を果たし、地域の相談支援体制の構築と充実を図ることを目的として設置します。

* 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に設置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

* 住宅入居等支援事業

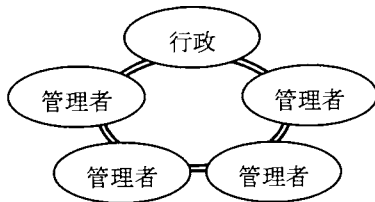
賃貸契約による一般住宅への入居を希望しても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

鎌倉市基幹相談支援センター機能

※基幹相談支援センターは、地域の相談拠点として、総合的な相談業務及び成年後見利用支援事業を実施し、以下の業務を行うこととする。（地域生活支援事業補助金等を活用）市は基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。

計画相談連絡会議（月1回程度開催）

相談支援事業所の管理者と行政担当者が集まり、進行管理と情報交換を実施。



困難ケース事例検討会・研修会 （年4回程度実施）

個別事例に応じて必要のある関係機関の担当者が集まり、情報交換や支援方策等の検討を行う。また、相談支援専門員のスキル向上のための研修を実施し、関連部署との顔の見えるネットワークを形成。

障害者福祉課・指定相談支援事業所との連携

発達支援室、障害児相談支援事業所、児童発達支援センターあおぞら園などの障害児支援における連携

総合相談・専門相談

- ・障害者総合相談窓口
- ・支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言・情報集約、分析
- ・相談支援専門員のスキルアップ
- ・計画相談の進行管理

権利擁護・虐待防止

- ・障害者虐待防止事業（虐待相談等）

虐待防止

成年後見利用
支援事業

専門職 の配置

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・病院のワーカーと協力しての地域体制整備にかかるコーディネート
- ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

- ・障害者福祉課虐待防止センター
- ・成年後見センター

相談・通報

地域関係のネットワーク化、自立支援協議会の企画・運営、地域生活支援拠点のコーディネート



医療機関、保健所、サービス提供事業所、地域包括支援センターとの連携

障害者福祉施策に反映

(4) 成年後見制度利用支援事業

ア 実施に関する考え方

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の活用が必要と認められるにも関わらず、制度の理解や成年後見に必要な費用負担が困難なことを理由に、制度の利用ができないことにならないよう、市が実施する事業です。

本市では、成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する精神鑑定費用と後見人の報酬の全部又は一部について助成を行います。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

イ 本市の見込量

実施見込者数

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
成年後見制度 利用支援事業	未実施	0人	2人
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	4人	6人	8人

ウ 見込量の確保のための方策

成年後見制度利用支援事業については、鎌倉市成年後見センターや、弁護士、司法書士、社会福祉士等が参加する、かまくら成年後見制度連絡会などを通じて、事業の利用促進、周知・啓発に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

ア 実施に関する考え方

成年後見制度における法人後見等の業務を実施できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見を実施する法人と連携して、障害者の権利擁護を図ります。

イ 本市の見込量

実施の有無

サービス種別	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施	実施	実施	実施

ウ 見込量の確保のための方策

障害者の権利擁護を図るためにも、成年後見制度法人後見の利用促進、周知・啓発に努めます。また、平成26年7月に開設した鎌倉市成年後見センターと連携し、市民後見人が法人後見の支援員として活動できるよう、支援を行っていきます。

※ 制度内容説明

* 成年後見制度

判断能力が不十分もしくは判断能力が失われた人に代わって、適切な代理人を定めて、本人の能力の不足を補い、本人の財産、生命身体の安全を法的に図る制度。

* 鎌倉市成年後見センター

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用し、住みなれた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進及び周知・啓発を図ることを目的として設置されたセンター。事業内容は以下のとおり。

- (1) 成年後見制度の利用支援事業
- (2) 専門相談事業
- (3) 権利擁護の普及啓発事業
- (4) 市民後見人の活動支援事業

(6) 意思疎通支援事業

ア 実施に関する考え方

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話通訳、要約筆記などにより、情報の獲得や意思疎通の支援を行う事業です。

聴覚障害者等にとって、情報の獲得や意思疎通の支援は、日常生活で必要なものであるため、障害者のニーズ把握に努め、手話通訳者、要約筆記通訳者派遣事業などの制度の充実を図ります。

イ 本市の見込量

実利用見込者数

サービス種別	年度	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込	
手話通訳等派遣事業	合計	341人分	448人分	460人分	
	内訳	手話通訳	201人分	267人分	270人分
		要約筆記	140人分	181人分	190人分
	年度	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込	
	合計	470人分	480人分	490人分	
	内訳	手話通訳	275人分	280人分	285人分
要約筆記		195人分	200人分	205人分	

意思疎通支援事業のうち手話通訳等派遣事業の見込量については、平成24年度・平成25年度の利用実績及び平成26年度利用見込を基礎として、利用者数の増加を見込んで推計しました。

実設置見込者数

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
手話通訳設置事業	1人	1人	1人
	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
	1人	1人	1人

手話通訳設置事業については、現在、市障害者福祉課窓口に、手話通訳者を週3日、半日単位で1人設置しています。利用者のニーズを考慮して、今後、設置日数等の充実についても検討していきます。

ウ 見込量の確保のための方策

聴覚障害者等が、日常生活で情報の獲得・提供や意思疎通が円滑にできるよう、意思疎通支援事業を推進します。

手話通訳者、要約筆記通訳者の養成のための講習会を、手話講習会実行委員会及び要約筆記講習会実行委員会に委託して実施し、聴覚障害者への理解、啓発を推進するとともに、手話通訳や要約筆記の人材育成と確保を図り、意思疎通支援事業を推進していきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

ア 実施に関する考え方

在宅の重度障害者を対象に介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付し、日常生活上の困難解消や便宜を図ります。

日常生活用具とは、以下の3つの条件を満たすものです。

- (ア) 安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- (イ) 障害者の日常生活上の困難を改善し、自立や社会参加を促進するもの
- (ウ) 製作や改良、開発の際に障害についての専門的な知識や技術を要するもので、一般的な日常生活用品として普及していないもの

イ 本市の見込量

給付等見込件数

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
介護・訓練支援用具	6件	7件	10件
自立生活支援用具	16件	17件	20件
在宅療養等支援用具	20件	27件	30件
情報・意思疎通支援用具	26件	28件	30件
排せつ管理支援用具	3,187件	2,941件	3,000件
居宅生活動作補助用具	3件	1件	5件
合計	3,258件	3,021件	3,095件
サービス種別	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
介護・訓練支援用具	15件	20件	25件
自立生活支援用具	25件	30件	35件
在宅療養等支援用具	35件	40件	45件
情報・意思疎通支援用具	35件	40件	45件
排せつ管理支援用具	3,020件	3,040件	3,060件
居宅生活動作補助用具	7件	12件	14件
合計	3,137件	3,182件	3,224件

日常生活用具給付等事業の見込量については、平成24年度・平成25年度の利用実績及び平成26年度利用見込を基礎として、今後の利用者数の増加を見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

今後も日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行っていきます。制度や用具の周知に努め、制度利用の充実が図られるよう、また、個々の障害者の生活状況や生活環境に配慮して、必要に応じて、適宜、対象範囲や対象品目を拡充するなど、事業を推進していきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

ア 実施に関する考え方

日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員については、聴覚障害者の交流活動の促進、広報活動などの支援者として、まず、その活用方法について、聴覚障害者や手話通訳者の意見を伺いながら養成や、研修の実施方法などについて検討を行っていきます。

イ 本市の見込量

手話奉仕員養成研修修了見込者数

サービス種別	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
自発的活動支援事業	未定	未定	未定	未定

ウ 見込量の確保のための方策

現在、行っている手話講習会において、日常会話程度の手話技術を習得した方を中心に、手話奉仕員として活用する方法について、聴覚障害者の方や手話通訳者の意見を伺いながら、今後、見込量確保の方策を検討します。

(9) 移動支援事業

ア 実施に関する考え方

障害児者の社会生活で必要不可欠な外出、及び障害者の社会参加の推進のために、外出時の移動を支援する事業です。

事業の運営にあたっては、移動支援ガイドラインに基づき、移動支援事業者と連携し、個々の利用者の状況や利用ニーズに対応したサービス提供ができるよう、事業を実施します。

イ 本市の見込量

実利用見込者数及び延べ利用見込時間数

サービス種別	年度	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
	移動支援事業	利用者数	248人	334人
利用時間数		27,033時間	24,487時間	31,500時間
年度		平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
利用者数		370人	390人	410人
利用時間数		33,300時間	36,000時間	37,800時間

移動支援事業の見込量については、平成24年度・平成25年度の利用実績及び平成26年度利用見込を基礎として、利用者数等を見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

障害者の日常生活で必要不可欠な外出及び社会参加の促進を図るため、本事業の充実を図ります。今後も、移動支援事業を実施する意向がある事業者の参入を促進するとともに、移動支援事業を担う人材の養成を関係機関と連携し実施します。

移動支援事業の需給バランス、利用状況や利用ニーズを考慮して、供給体制が不安定にならないように体制を整備し、移動支援事業を推進します。

(10) 地域活動支援センター事業

ア 実施に関する考え方

障害者の身近な地域における日中活動の場を確保し、創作活動や社会活動、社会との交流活動のための機会の提供ができる活動の拠点として、地域活動支援センター事業を実施します。

地域との交流や障害者福祉制度の対象となっていない障害のある人への支援も行っていきます。

イ 本市の見込量

実利用見込者数及び実施見込カ所数

サービス種別	年度		平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
	地域活動支援センター事業	市内	カ所数	11カ所	11カ所
市外		カ所数	7カ所	3カ所	5カ所
年度		平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込	
市内		カ所数	11カ所	11カ所	11カ所
		利用者数	265人	270人	275人
市外		カ所数	5カ所	5カ所	5カ所
		利用者数	10人	10人	10人

福祉施設や病院等からの地域生活への移行促進の観点から、障害者が柔軟に利用できる社会資源の確保が重要であることを踏まえ、設置数及び利用者数を見込みました。

ウ 見込量の確保のための方策

市内の地域作業所が、地域活動支援センター事業へ移行した後も、安定した事業運営が図られるよう、運営費等の支援を行います。

地域活動支援センター事業が、地域における障害者福祉の有効な社会資源となるよう、市は継続した支援を行っていきます。

(11) その他実施する事業（市任意事業）

ア 実施に関する考え方

地域生活支援事業の（１）から（１０）については、障害者総合支援法において市町村に実施が義務付けられている事業ですが、この他に、地域における障害福祉サービスなどの利用状況や、利用者のニーズに基づき必要とされる事業について、見込量を定めることとします。

なお、今後実施が必要となる事業については、適宜、実施に向けて取り組むこととします。

イ 本市の見込量

延べ利用見込量及び見込者数

サービス種別	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度見込
訪問入浴サービス事業	362件	299件	320件
日中一時支援事業	133件	141件	150件
手話・要約筆記講習事業	67人	71人	80人
サービス種別	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
訪問入浴サービス事業	340件	360件	380件
日中一時支援事業	155件	160件	165件
手話・要約筆記講習事業	85人	85人	90人

訪問入浴サービス事業の見込量については、平成24年度・平成25年度の利用実績及び平成26年度利用見込を基礎とし、利用ニーズを考慮して、利用件数を見込んで推計しました。

日中一時支援事業の見込量については、その他日中活動系サービスとの役割分担を図りつつ、平成24年度・平成25年度の利用実績及び平成26年度利用見込を基礎とし、利用ニーズを考慮して、利用件数を見込んで推計しました。

手話・要約筆記講習事業の見込量については、平成24年度・平成25年度の利用実績及び平成26年度の見込を勘案して見込みました。意思疎通支援事業の手話通訳者、要約筆記通訳者の養成につながる入門・基礎・養成の各手話講習会や要約筆記通訳者講習事業の参加者数について見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

これら福祉サービス事業の利用状況や利用者のニーズを考慮して、制度の周知に努め、本事業の推進を図ります。

本事業を実施する意向がある事業者の把握に努め、参入を促進します。意思疎通支援事業を担う人材の育成及び養成を講習会実行委員会に委託して実施し事業を推進していきます。

※ 事業内容説明

*訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

*日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害児者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施しています。

*手話・要約筆記講習事業

聴覚障害者等とのコミュニケーションや情報伝達の支援者として手話通訳者及び要約筆記者の養成につながる講習事業を実施しています。

手話については、入門・基礎・養成・特別の各講習会を実施しています。

5 障害児者の現状と支援の動向

(1) 障害児者数

平成26年4月1日現在の鎌倉市の障害児者数（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数）は、6,988人です。同日の鎌倉市総人口が、173,228人であり、障害児者の総人口に占める比率は、4.0%で、ほぼ県内各市並みの比率になっています。

障害者数全体の推移は、平成22年度と比べ、10.9%の伸びとなっていますが、このうち特に精神障害児者数が、28.5%と大きな増加率となっています。障害者全体数のうち、精神障害児者が占める構成比率も、平成22年度の13.5%から、平成26年度は15.6%に増えるなど、年々上昇しています。

	身体障害児者	知的障害児者	精神障害児者	合計
平成22年度 (構成比率)	4,687 (74.4%)	766 (12.1%)	848 (13.5%)	6,301 (100%)
平成23年度 (構成比率)	4,856 (73.9%)	786 (12.0%)	926 (14.1%)	6,568 (100%)
平成24年度 (構成比率)	4,946 (73.4%)	826 (12.2%)	969 (14.4%)	6,741 (100%)
平成25年度 (構成比率)	5,010 (72.8%)	861 (12.5%)	1,010 (14.7%)	6,881 (100%)
平成26年度 (構成比率)	4,994 (71.5%)	904 (12.9%)	1,090 (15.6%)	6,988 (100%)
前年度比	99.7%	105%	107.9%	101.6%
上記年度期間の増減率	6.6%	18%	28.5%	10.9%

(注) 障害児者数は、(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数)
各年度4月1日現在

年齢区分別障害児者数は、3障害ごとで、年齢区分別の構成が大きく異なっています。身体障害児者については、65歳以上が最も多く76.3%、知的障害児者については、18～39歳が最も多く42.8%、精神障害児者については、40～64歳が最も多く54.1%となっています。

障害福祉サービスを利用している障害者が65歳になった場合は、現行の制度においては、介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険サービスだけでは十分な支援が確保できない方には、障害の状況や介護保険の支給内容等を勘案して、65歳以降も必要な障害福祉サービスを提供していきます。

年齢区分別障害児者の状況

単位：人

	身体障害児者	知的障害児者	精神障害児者	合計
18歳未満 (構成比率)	94 (1.9%)	217 (24%)	6 (0.6%)	317 (4.5%)
18～39歳 (構成比率)	193 (3.9%)	387 (42.8%)	329 (30.2%)	909 (13%)
40～64歳 (構成比率)	894 (17.9%)	241 (26.7%)	590 (54.1%)	1,725 (24.7%)
65歳以上 (構成比率)	3,813 (76.3%)	59 (6.5%)	165 (15.1%)	4,037 (57.8%)
合計	4,994 (100%)	904 (100%)	1,090 (100%)	6,988 (100%)

(注) 精神障害児者については、19歳未満、20～39歳、40～64歳、65歳以上の
年齢区分 平成26年4月1日現在

(2) 身体障害児者の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における身体障害児者数（身体障害者手帳所持者）は、4,994 人です。

身体障害児者の障害種別での構成比率は、肢体不自由が全体の 52.3%と約半数を占めています。次に、内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の各障害）が 33.1%で多くを占めています。

平成 22 年度からの、各障害の増減推移については、視覚障害が 0.6%、聴覚・平衡機能障害が 1.1%と微増しており、肢体不自由が 6.0%、内部障害が 10.6%増加しています。

また、音声・言語・そしゃく機能障害については 8.3%減少しています。

障害種別の身体障害児者の推移

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	合 計
平成 22 年度 (構成比率)	317 (6.8%)	363 (7.7%)	48 (1.0%)	2,464 (52.6%)	1,495 (31.9%)	4,687 (100%)
平成 23 年度 (構成比率)	324 (6.7%)	374 (7.7%)	38 (0.8%)	2,548 (52.5%)	1,572 (32.3%)	4,856 (100%)
平成 24 年度 (構成比率)	327 (6.6%)	395 (8.0%)	38 (0.8%)	2,578 (52.1%)	1,608 (32.5%)	4,946 (100%)
平成 25 年度 (構成比率)	329 (6.6%)	380 (7.6%)	45 (0.9%)	2,615 (52.2%)	1,641 (32.7%)	5,010 (100%)
平成 26 年度 (構成比率)	319 (6.4%)	367 (7.3%)	44 (0.9%)	2,611 (52.3%)	1,653 (33.1%)	4,994 (100%)
前年度比	97.0%	96.6%	97.8%	99.9%	100.7%	99.7%
上記年度期 間の増減率	0.6%	1.1%	▲8.3%	6.0%	10.6%	6.6%

各年度4月1日現在

障害等級別の身体障害児者については、1級、2級の重度障害者で53.3%と約半数を占めています。

平成22年度からの5年間の推移については、1級が21.8%と最も多く増加しています。2級の重度障害者については、3.2%減でわずかな変化です。

障害等級別の身体障害児者の推移

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成22年度 (構成比率)	1,563 (33.4%)	784 (16.7%)	798 (17.0%)	1,054 (22.5%)	216 (4.6%)	272 (5.8%)	4,687 (100%)
平成23年度 (構成比率)	1,818 (37.5%)	798 (16.4%)	724 (14.9%)	1,040 (21.4%)	204 (4.2%)	272 (5.6%)	4,856 (100%)
平成24年度 (構成比率)	1,857 (37.5%)	790 (16.0%)	733 (14.8%)	1,082 (21.9%)	197 (4.0%)	287 (5.8%)	4,946 (100%)
平成25年度 (構成比率)	1,879 (37.5%)	778 (15.5%)	754 (15.0%)	1,128 (22.5%)	198 (4.0%)	273 (5.5%)	5,010 (100%)
平成26年度 (構成比率)	1,903 (38.1%)	759 (15.2%)	754 (15.1%)	1,120 (22.4%)	197 (4.0%)	261 (5.2%)	4,994 (100%)
前年度比	101.3%	97.6%	100%	99.3%	99.5%	95.6%	99.7%
上記年度期間 の増減率	21.8%	▲3.2%	▲5.5%	6.3%	▲8.8%	▲4.0%	6.6%

各年度4月1日現在

障害種別・年齢区分別の身体障害児者の状況については、身体障害児者の各障害種別すべてで、年齢が上がることに伴って増加しており、特に、65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。

障害種別・年齢区分別の身体障害児者の状況

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	合 計
18歳未満 (構成比率)	3 (0.1%)	16 (0.3%)	1 (0.1%)	63 (1.3%)	12 (0.2%)	95 (1.9%)
18～39歳 (構成比率)	20 (0.4%)	19 (0.4%)	1 (0.1%)	123 (2.5%)	29 (0.6%)	192 (3.9%)
40～64歳 (構成比率)	48 (1.0%)	51 (1.0%)	13 (0.3%)	511 (10.2%)	271 (5.4%)	894 (17.9%)
65歳以上 (構成比率)	248 (5.0%)	281 (5.6%)	29 (0.6%)	1,915 (38.3%)	1,340 (26.8%)	3,813 (76.3%)
合 計 (構成比率)	319 (6.4%)	367 (7.3%)	44 (0.9%)	2,612 (52.3%)	1,652 (33.1%)	4,994 (100%)

平成26年4月1日現在

(3) 知的障害児者の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における知的障害児者数（療育手帳所持者）は、904 人です。

障害の程度別では、最重度が 23.5%、重度が 25%で、合計約 50%となり、重度障害者の人数が全体の半数に達しています。

平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の推移は、全体で 18%の増加となっています。その中で中度（IQ36～40）の増加率が 37.1%と最も多くなっています。次いで最重度の 23.3%が多くなっています。

障害程度別の知的障害児者の推移

単位：人

	最重度 (IQ20 以下)	重 度 (IQ21～35)	中 度		軽 度 (IQ51 以上)	合 計
			(IQ36～40)	(IQ41～50)		
平成 22 年度 (構成比率)	172 (22.5%)	201 (26.2%)	70 (9.1%)	136 (17.8%)	187 (24.4%)	766 (100%)
平成 23 年度 (構成比率)	176 (22.4%)	201 (25.6%)	70 (8.9%)	135 (17.2%)	204 (25.9%)	786 (100%)
平成 24 年度 (構成比率)	184 (22.3%)	208 (25.2%)	79 (9.6%)	140 (16.9%)	215 (26.0%)	826 (100%)
平成 25 年度 (構成比率)	192 (22.3%)	221 (25.7%)	80 (9.3%)	143 (16.6%)	225 (26.1%)	861 (100%)
平成 26 年度 (構成比率)	212 (23.5%)	226 (25.0%)	96 (10.6%)	144 (15.9%)	226 (25.0%)	904 (100%)
前年度比	110.4%	102.3%	120.0%	100.7%	100.4%	105.0%
上記年度期間の 増減率	23.3%	12.4%	37.1%	5.9%	20.9%	18.0%

各年度 4 月 1 日現在

年齢別の構成では、18～39歳が最も多く42.8%で387人です。年代別で、最も多い障害程度は、18歳未満が軽度の36.4%、18～39歳では最重度が26.9%、40～64歳では重度の27.8%、65歳以上では重度の32.2%となっています。

また、親や保護者の高齢化が進む40～64歳代の障害者の占める割合が急増しており、これを踏まえた施策の検討が必要であると考えられます。

障害程度別・年齢区分別の知的障害児者の状況

単位：人

	最重度	重度	中度		軽度	合計
	(IQ20以下)	(IQ21～35)	(IQ36～40)	(IQ41～50)	(IQ51以上)	
18歳未満 (構成比率)	41 (18.9%)	49 (22.5%)	24 (11.1%)	24 (11.1%)	79 (36.4%)	217 (24.0%)
18～39歳 (構成比率)	104 (26.9%)	91 (23.5%)	31 (8.0%)	63 (16.3%)	98 (25.3%)	387 (42.8%)
40～64歳 (構成比率)	57 (23.6%)	67 (27.8%)	32 (13.3%)	47 (19.5%)	38 (15.8%)	241 (26.6%)
65歳以上 (構成比率)	10 (16.9%)	19 (32.2%)	9 (15.3%)	10 (16.9%)	11 (18.7%)	59 (6.6%)
合計 (構成比率)	212 (23.5%)	226 (25.0%)	96 (10.6%)	144 (15.9%)	226 (25.0%)	904 (100%)

平成26年4月1日現在

(4) 精神障害児者の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における精神障害児者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、1,090 人です。等級別では、2 級が、65.8%と最も多くなっています。

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の推移をみると、全体で 28.5%の増加となっています。中でも、2 級は、34.8%と大幅に増加しています。

障害等級別の精神障害児者の推移

単位：人

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 22 年度 (構成比率)	168 (19.8%)	532 (62.7%)	148 (17.5%)	848 (100%)
平成 23 年度 (構成比率)	178 (19.2%)	603 (65.1%)	145 (15.7%)	926 (100%)
平成 24 年度 (構成比率)	192 (19.8%)	638 (65.9%)	139 (14.3%)	969 (100%)
平成 25 年度 (構成比率)	205 (20.3%)	668 (66.1%)	137 (13.6%)	1,010 (100%)
平成 26 年度 (構成比率)	208 (19.1%)	717 (65.8%)	165 (15.1%)	1,090 (100%)
前年度比	101.5%	107.3%	120.4%	107.9%
上記年度期 間の増減率	23.8%	34.8%	11.5%	28.5%

各年度 4 月 1 日現在

年齢区分別の精神障害児者の状況ですが、精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療費支給認定者数とも、40～64歳が一番多く、それぞれ、54.1%、54.7%です。

年齢区分別の精神障害児者の状況

単位：人

	19歳以下	20～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
精神障害者保健福祉手帳交付者数 (構成比率)	6 (0.6%)	329 (30.2%)	590 (54.1%)	165 (15.1%)	1,090 (100%)
自立支援医療費支給認定者数 (構成比率)	46 (2.2%)	656 (31.3%)	1,147 (54.7%)	248 (11.8%)	2,097 (100%)

平成26年4月1日現在

自立支援医療費（通院医療費公費負担）支給認定者は、平成26年4月1日現在で、2,097人です。平成22年度から平成26年度までの5年間の人数の推移は、16.2%の増加になっています。

自立支援医療費（通院医療費公費負担）支給認定者の推移

単位：人

平成22年度	1,805
平成23年度	1,946
平成24年度	1,963
平成25年度	2,007
平成26年度	2,097
前年度比	104.5%
上記年度期間の増減率	16.2%

各年度4月1日現在

(5) 難病等療養者の動向

平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。また、平成27年1月から、対象となる方は難治性疾患克服研究事業の対象である151疾患と関節リウマチの方で、必要と認められた福祉サービスの受給が可能です。

難治性疾患克服研究事業対象151疾患一覧表

1	IgA腎症	27	グルココルチコイド抵抗症
2	亜急性硬化性全脳炎	28	クロウ・深瀬症候群
3	アジソン病	29	クローン病
4	アミロイドーシス	30	結節性硬化症
5	ウルリッヒ病	31	結節性多発動脈炎性
6	HTLV-1 関連脊髄症	32	血栓性血小板減少性紫斑病
7	ADH分泌異常症（抗利尿ホルモン不適合分泌症候群）	33	原発性アルドステロン症
8	遠位型ミオパチー	34	原発性硬化性胆管炎
9	黄色靭帯骨化症	35	原発性高脂血症
10	潰瘍性大腸炎	36	原発性側索硬化症
11	下垂体前葉機能低下症	37	原発性胆汁性肝硬変
12	加齢性黄斑変性症	38	原発性免疫不全症候群
13	肝外門脈閉塞症	39	顕微鏡的多発血管炎
14	関節リウマチ	40	硬化性委縮性苔癬
15	肝内結石症	41	好酸球性筋膜炎
16	偽性低アルドステロン症	42	好酸球性消化管疾患
17	偽性副甲状腺機能低下症	43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
18	球脊髄性筋委縮症	44	後縦靭帯骨化症
19	急速進行性糸球体腎炎	45	甲状腺ホルモン不応症
20	強皮症	46	拘束型心筋症
21	巨細胞性動脈炎	47	広範脊柱管狭窄症
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	48	抗リン脂質抗体症候群
23	ギラン・バレ症候群	49	コステロ症候群
24	筋委縮性側索硬化症	50	骨髄異形成症候群
25	クッシング病	51	骨髄線維症
26	クリオピリン関連周期熱症候群	52	ゴナドトロピン分泌亢進症

5 3	混合性結合組織病	8 8	先天性副腎低形成症
5 4	再生不良性貧血	8 9	先天性副腎皮質酵素欠損症
5 5	再発性多発軟骨炎	9 0	大脳皮質基底核変性症
5 6	サルコイドーシス	9 1	高安動脈炎
5 7	シェーグレン症候群	9 2	多系統萎縮症
5 8	C F C 症候群	9 3	多発血管炎性肉芽腫症
5 9	色素性乾皮症	9 4	多発性硬化症／視神経脊髄炎
6 0	自己貧食空胞性ミオパチー	9 5	多発性嚢胞腎
6 1	自己免疫性肝炎	9 6	遅発性内リンパ水腫
6 2	自己免疫性溶血性貧血	9 7	チャージ症候群
6 3	視神経症	9 8	中毒性表皮壊死症
6 4	若年性肺気腫	9 9	腸管神経節細胞僅少症
6 5	シャルコー・マリー・トゥース病	1 0 0	T S H 受容体異常症
6 6	重症筋無力症	1 0 1	T S H 分泌亢進症
6 7	シュワルツ・ヤンベル症候群	1 0 2	T N F 受容体関連周期性症候群
6 8	神経性過食症	1 0 3	天疱瘡
6 9	神経性食欲不振症	1 0 4	特発性拡張型心筋症
7 0	神経線維腫症	1 0 5	特発性間質性肺炎
7 1	神経有棘赤血球症	1 0 6	特発性基底核石灰化症
7 2	進行性核上性麻痺	1 0 7	特発性血小板減少性紫斑病
7 3	進行性骨化性線維形成異常症	1 0 8	特発性血栓症
7 4	進行性多巣性白質脳症	1 0 9	特発性大腿骨頭壊死症
7 5	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1 1 0	特発性門脈圧亢進症
7 6	スモン	1 1 1	特発性両側性感音難聴
7 7	正常圧水頭症	1 1 2	突発性難聴
7 8	成人スチル病	1 1 3	難治性ネフローゼ症候群
7 9	成長ホルモン分泌亢進症	1 1 4	膿疱性乾癬
8 0	脊髄空洞症	1 1 5	嚢胞性線維症
8 1	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	1 1 6	パーキンソン病
8 2	脊髄性筋委縮症	1 1 7	バージャー病
8 3	全身型若年性突発性関節炎	1 1 8	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
8 4	全身性エリテマトーデス	1 1 9	肺動脈性肺高血圧症
8 5	先天性 Q T 延長症候群	1 2 0	肺泡低換気症候群
8 6	先天性魚鱗癬様紅皮症	1 2 1	バッド・キアリ症候群
8 7	先天性筋無力症候群	1 2 2	ハンチントン病

1 2 3	汎発性特発性骨増殖症
1 2 4	肥大型心筋症
1 2 5	ビタミンD依存症二型
1 2 6	非典型溶血性尿毒症症候群
1 2 7	皮膚筋炎／多発性筋炎
1 2 8	びまん性汎細気管支炎
1 2 9	肥満低換気症候群
1 3 0	表皮水疱症
1 3 1	フィッシャー症候群
1 3 2	封入体筋炎
1 3 3	ブラウ症候群
1 3 4	プリオン病
1 3 5	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
1 3 6	ベスレムミオパチー
1 3 7	ベーチェット病
1 3 8	ペルオキシソーム病
1 3 9	発作性夜間ヘモグロビン尿症
1 4 0	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
1 4 1	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
1 4 2	慢性膵炎
1 4 3	慢性特発性偽性腸閉塞症
1 4 4	ミトコンドリア病
1 4 5	メニエール病
1 4 6	網膜色素変性症
1 4 7	もやもや病
1 4 8	ライソゾーム病
1 4 9	ランゲルハンス細胞組織球症
1 5 0	リンパ脈管筋腫症
1 5 1	ルビンシュタイン・テイビ症候群

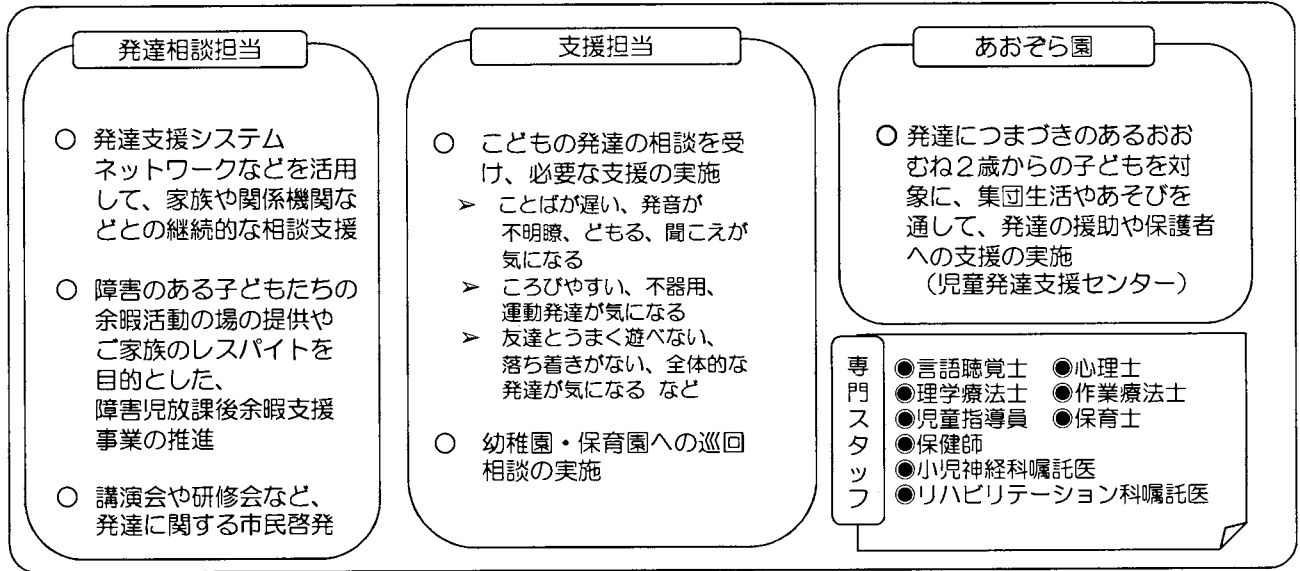
(6) 発達障害児支援の動向

発達障害は、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義され、早期からの適切な発達支援が必要な障害です。平成 20 年度から発達障害の早期発見、適切な支援のため、5 歳児すこやか相談事業を実施しています。平成 25 年度は市内在住の全ての対象児童、1,263 人に実施し、平成 26 年度も継続して市内在住の 5 歳児全員に実施しています。また、発達障害に対する理解、啓発のための講演会を実施しました。幼稚園や保育園の職員や保護者向けに講師を派遣しての講演会も実施し、啓発活動に努めています。また、教育委員会の指導主事 2 人を併任職員として発達支援室に配置し、幼児期から学齢期へのスムーズな移行や、学齢児童への相談体制の整備に取り組みました。

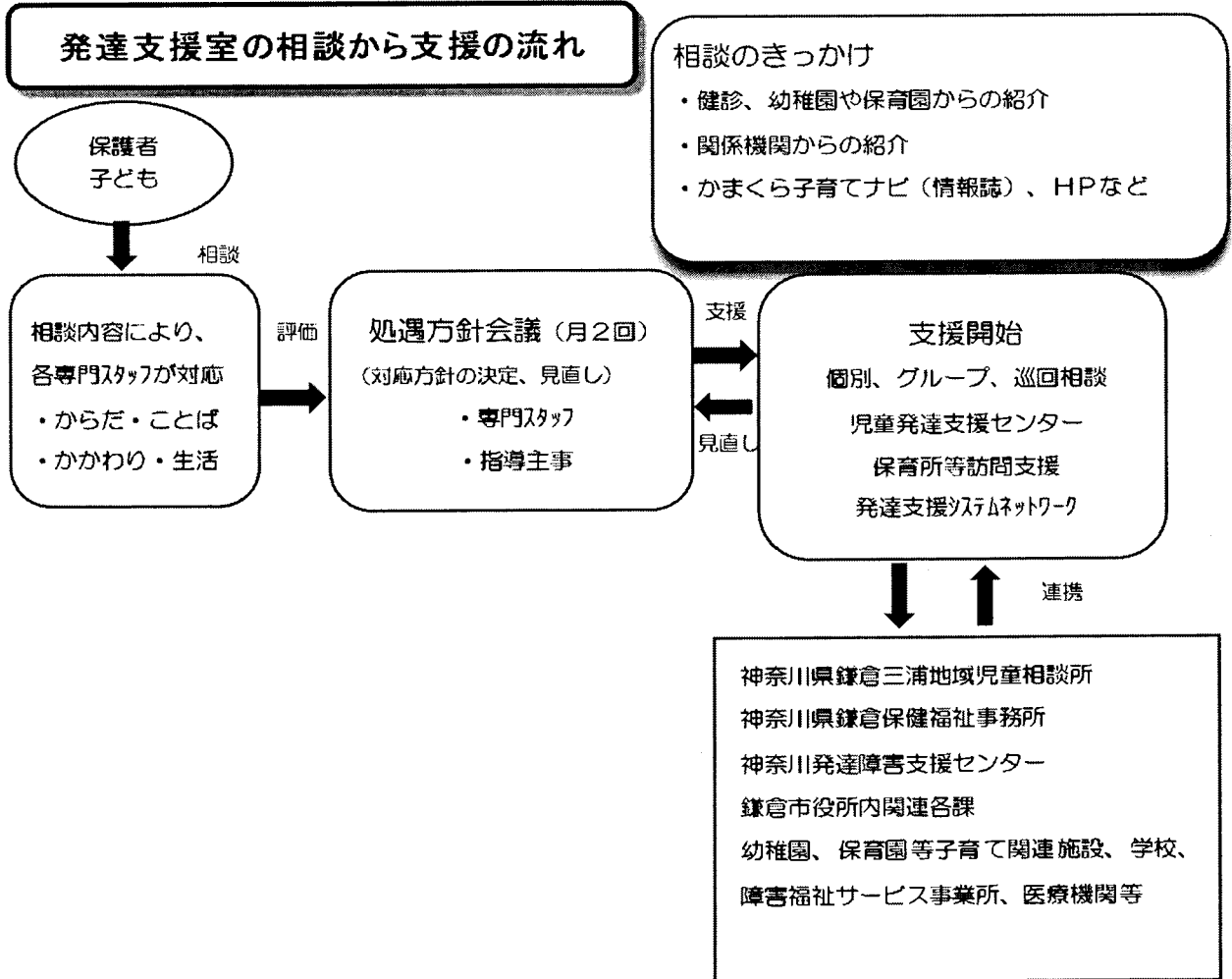
発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっていたところでしたが、平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」によって発達障害者が、精神障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されました。

- 自 閉 症 : 社会性やコミュニケーション能力に困難が生じる障害。
- アスペルガー症候群 : 自閉症と同じ特性をもちながら、言語や知的発達の遅れがみられない障害。
- 広 汎 性 発 達 障 害 : 広い範囲に発達の遅れがあること。とくに社会性やコミュニケーション能力、行動の偏りに問題がみられる障害。
- 学 習 障 害 : 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難な障害。
- 注意欠陥多動性障害 (ADHD)
: 落ち着きがなく、ときに衝動的な行動をとる行動面の障害

発達支援室の組織体制



発達支援室の相談から支援の流れ



(7) 高次脳機能障害支援の動向

高次脳機能障害は、交通事故などによる外傷性脳損傷と、脳血管障害などによる認知障害等があり、日常生活に大きな支障があることが多い障害です。しかし、一見して、その症状が障害に由来するものと認識されず、理解も得られにくいことから、高次脳機能障害という障害自体も周知されていないのが現状です。また、障害特性に合ったサービス提供がなされていない状況にあります。そこで、都道府県や国の機関において「高次脳機能障害支援モデル事業」の実施をはじめとする、支援体制の確立に向けた検討が行われ、モデル事業の成果を踏まえ、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や支援手法等に関する研修等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」が開始されるなど、全国で高次脳機能障害に対する適切な対応にかかる取組みがなされています。

高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者総合支援法に基づく給付の対象になります。

また本市では、市民活動団体と協働で高次脳機能障害についての個別相談や施設訪問、基礎講座など啓発事業を行っています。

(8) 特別支援教育の動向

本市では、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進しています。

各学校においては、校内委員会を設置し教育相談コーディネーターを中心に、関係者が共通理解を図りながら一人ひとりの支援について、チームでその内容を確認・検討します。また、必要に応じて保護者の了解を得て関係機関と連携した支援を検討します。

支援の必要な児童生徒に対しては、生活介助を主な業務とする特別支援学級補助員・学級介助員を小中学校に、学習支援を主な業務とするスクールアシスタントを小学校に配置しています。また、教育活動上の必要な場面に応じて学級支援員を派遣しています。

特別支援学級は小学校に9校24学級、中学校に7校15学級設置しており、平成26年5月1日現在138人の児童生徒が在籍しています。また、小学校3校に、きこえやことばの障害により適切な指導を必要とする児童のための通級指導教室を設置しており、173人が通級しています。

障害のある子どもたちが社会で自立した生活を送るためには、地域の理解と協力が大切だと考えます。

今後は、共生社会の第一歩である地域での教育を受け、共に学び、地域で育つ環境づくりとして、特別支援学級の市内全校設置をめざして計画を進めていきます。

特別支援学級児童生徒数及び学級数

単位：人・学級

	小学校		中学校		合計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	23	9	20	6	43	15
自閉症・ 情緒障害	51	12	32	8	83	20
肢体不自由	7	1	1	1	8	2
弱視	2	1			2	1
病弱・身体虚 弱	2	1			2	1
合計	85	24	53	15	138	39

(注) 市立小学校全校数16校、市立中学校全校数9校

平成26年5月1日現在

学校名	障害種別	学校名	障害種別
第一小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害, 弱視	第二小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害
御成小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害, 肢体不自由	腰越小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害
西鎌倉小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害	富士塚小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害
小坂小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害	玉縄小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害
大船小学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害, 病弱・身体虚弱	第一中学校	自閉症・情緒障害
第二中学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害	深沢中学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害
御成中学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害, 肢体不自由	玉縄中学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害
大船中学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害	手広中学校	知的障害, 自閉症・ 情緒障害

言語・難聴通級指導教室(ことばの教室)

御成小学校、富士塚小学校、大船小学校

(9) 療育・教育の状況

- ① 本市では、「発達が少し気になる」という段階からの相談を、※専門職種が個別に受けるほか、幼稚園・保育園を訪問し、相談・アドバイスを行う巡回相談を実施しています。
- ② 発達に特別な支援が必要な子どもを早期に見出し、子どものすこやかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施しています。
- ③ 発達に特別な支援が必要な子どもに対し、※専門職種が運動、きこえやことば、社会性などの発達を育む発達支援指導を継続的に行っています。

①新規相談・巡回相談の受付件数

単位：件・回

	新規相談受付件数			巡回相談					
				巡回回数			相談件数		
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
平成21年度	65	89	72	104	39	29	259	83	58
平成22年度	91	115	73	115	59	35	291	125	70
平成23年度	84	110	76	117	59	33	304	142	75
平成24年度	97	97	82	89	70	42	258	155	93
平成25年度	111	102	79	88	43	29	206	101	74

② 5歳児すこやか相談件数

単位：人

	対象児数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
平成21年度	111	14	12.6%
平成22年度	311	24	7.7%
平成23年度	583	47	8.1%
平成24年度	888	68	7.7%
平成25年度	1,263	115	9.1%

③知的障害児通園施設 指導実利用児童数

単位：人

	リハビリ指導	言語指導	発達指導
平成21年度	92	81	45
平成22年度	53	110	61
平成23年度	70	112	54
平成24年度	87	114	33
平成25年度	83	119	67

※専門職種（心理士・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・児童指導員・保育士）

(注) リハビリ指導：ころびやすい・手足にまひがあるなどに対する、運動発達の指導
 言語指導：発音が不明瞭・吃音などに対する、ことばの指導
 発達指導：友だちとのかかわりや集団生活上の心配に対する、個別指導やグループ指導

幼稚園・保育園への障害児の通園状況

単位：人・カ所

	児童数	施設数
私立幼稚園	35	11
市立保育園	6	4
私立保育園	21	9
合計	62	24

平成26年度実績

(注) 幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育園児童数は、民間保育所運営費障害児保育加算人数等

言語・難聴通級指導教室（小学校）への通級児童数

単位：人

	児童数
聴覚	5
言語	168
合計	173

平成26年5月1日現在

特別支援学校等在学児童生徒数（本市在住のみ）

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合 計
特別支援学校(知的障害教育部門)	3	7	44	54
特別支援学校(肢体不自由教育部門)	7	3	5	15
ろう学校	0	0	0	0
合 計	10	10	49	69

平成26年5月1日現在

(注) 高等部については、神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の生徒数

特別支援学校高等部卒業生の進路状況の推移（本市在住のみ） 単位：人

進 路 先	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就 職	2	—	4	—
(旧) 通所更生施設	1			
(旧) 通所授産施設	—			
(旧) 入所更生施設	—			
能力開発センター	—	—	—	—
地域活動支援センター	—	—	1	1
在 宅	—	—	—	1
生活介護事業所	6	3	7	5
就労移行支援事業所	1	1	1	2
就労継続支援事業所 A型	3	—	3	1
就労継続支援事業所 B型	—	—	2	—
生活訓練	—	—	2	—
療育介護	—	—	—	1
職業能力開発校	—	—	—	1
合 計	13	4	20	12

(注) 各年度末における神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の卒業生

(10) 雇用・就労の状況

単位：人

	人 口	構 成 比
鎌倉市	173,228	19.8%
藤沢市	418,308	47.7%
茅ヶ崎市	237,269	27.1%
寒川町	47,385	5.4%
合 計	876,190	100%

※法定雇用率
 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、一般民間企業（50人以上規模）は、2.0%に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。

※上記の市町は、ハローワーク藤沢（公共職業安定所）の管轄区域です。

平成26年4月1日現在

雇用状況

単位：人・カ所

	企業数	法定常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)			雇用率達成企業割合 (%)		
				23年	24年	25年	23年	24年	25年
藤沢 (現所管)	320	58,871.0	920.0	1.51	1.53	1.56	44.8	45.6	42.2
神奈川県	4,077	983,890.5	16,541.5	1.56	1.63	1.68	42.4	45.1	40.0

資料：平成25年度業務概況 ハローワーク藤沢（公共職業安定所）

平成25年6月1日現在

※ 障害者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしています。

※ 本市における障害者の雇用状況を人口構成比で推計すると、約180人が雇用されているものと考えられます。

職業紹介状況

単位：人

	新規求職申込件数				就職件数			
	身体障害者	知的障害者	精神その他障害者	合計	身体障害者	知的障害者	精神その他障害者	合計
平成23年度	307	132	257	696	70	52	60	182
平成24年度	314	126	330	770	81	63	69	213
平成25年度	337	154	386	877	90	74	114	278
前年度比	107.3%	122.2%	117.0%	113.9%	111.1%	117.5%	165.2%	130.5%

資料：平成23～25年度業務概況 ハローワーク藤沢（公共職業安定所）

*新規求職申込件数：新規にハローワーク藤沢へ求職の申込みをした障害者の件数

鎌倉市障害者雇用奨励金支給状況

単位：社・人

障害種別	事業形態	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		事業所数	対象者数	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
知的	就労継続支援A型事業所	1	10	1	8	7	29
	一般就労	20	30	21	34	22	28
	計	21	40	22	42	29	57
精神	就労継続支援A型事業所	0	0	1	7	4	10
	一般就労	8	18	7	18	9	13
	計	8	18	8	25	13	23

(11) 障害児者への主な福祉サービスの状況

ア 施設サービス

施設利用者の推移

単位：人

サービス内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	実人数	実人数	実人数
療養介護	2	9	10
生活介護	253	316	337
施設入所支援	91	113	115
共同生活介護 共同生活援助	72	82	90
自立訓練（機能訓練）	4	0	2
自立訓練（生活訓練）	20	19	20
就労移行支援	26	28	29
就労継続支援（A型）	41	52	44
就労継続支援（B型）	164	190	187
合計	673	809	834

* 障害者自立支援法による、障害福祉サービス（新体系）へ移行した施設は除く。

* 毎年3月の実利用人数です。

イ 居宅サービス

障害者居宅サービスの推移

単位：件

サービス内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
居宅介護等 訪問サービス	3,438	4,026	4,089
短期入所	512	639	654
日中一時支援	298	133	141

グループホーム・ケアホームの推移

単位：カ所・人

	精神障害		知的障害	
	施設数	定員	施設数	定員
平成23年度	3	17	11*	55
平成24年度	4	21	13*	64
平成25年度	4	21	14*	68

* 1施設は、知的障害と身体障害を重複した障害者のための施設

ウ その他の居宅サービス

手話通訳者、要約筆記通訳者派遣の推移 単位：人

	手話通訳者 派遣人数	要約筆記通訳者 派遣人数
平成23年度	256	169
平成24年度	201	140
平成25年度	267	181

訪問入浴サービスの推移

単位：人・件

	利用者数	延べ派遣件数
平成 23 年度	8	309
平成 24 年度	8	362
平成 25 年度	6	299

移動支援事業の推移

単位：人・時間

	利用者数	延べ利用時間
平成 23 年度	263	30,281
平成 24 年度	248	27,033
平成 25 年度	334	24,487

工 補装具・日常生活用具

身体障害者補装具の交付及び修理の推移 単位：件

	交付件数	修理件数
平成 23 年度	174	116
平成 24 年度	136	104
平成 25 年度	175	98

平成 25 年度身体障害者補装具の交付及び修理状況

単位：件

	義肢	装具	補聴器	車いす	その他	合計
交付	11	59	41	30	35	176
修理	9	39	14	34	2	98
合計	20	98	55	64	37	274

児童補装具の交付及び修理の推移 単位：件

	交付件数	修理件数
平成 23 年度	55	35
平成 24 年度	63	46
平成 25 年度	90	37

平成 25 年度児童補装具の交付及び修理状況 単位：件

	装具	補聴器	車いす	その他	合計
交付	47	9	16	18	90
修理	10	12	10	5	37
合計	57	21	26	23	127

日常生活用具給付の推移 単位：件

	給付件数
平成 23 年度	3,406
平成 24 年度	3,258
平成 25 年度	3,021

平成 25 年度日常生活用具の給付状況

単位：件

電気式た ん吸引器	聴覚障害 者用屋内 信号装置	拡 大 読書器	聴覚障害 者用通信 装 置	ストマ	その他	合計
20	8	6	5	2,941	41	3,021

才 自立支援医療費（更生医療・育成医療）

自立支援医療費（更生医療・育成医療）受給者数

単位：人

	更生医療	育成医療
平成23年度	45	
平成24年度	54	
平成25年度	50	11

※育成医療の認定事務については、平成25年度より県から移管

力 相談支援事業

相談支援事業所における相談件数の推移

単位：件（延）

相談支援 事業所	地域生活サポートセ ンターとらいむ		地域活動支援センター キャロットサポートセ ンター		ラファエル会 地域支援室	
	電話	面接	電話	面接	電話	面接
平成23年度	1,906	618	581	331	3,839	1,975
平成24年度	2,341	680	404	347	3,362	1,651
平成25年度	1,784	701	1,420	551	5,954	2,282

6 特別な支援が必要な子どものための計画的な基盤整備

平成 24 年 4 月から、児童福祉法の一部が改正されたことにより、障害児支援の体制の再編及び一元化が行われ、障害児支援施策が強化されました。

国が策定する第 3 期障害福祉計画では、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児の支援については、計画を策定する義務はないとしていましたが、第 4 期障害福祉計画の基本方針の中で子育て支援全体に関し、子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子ども・子育て支援事業計画との調和が保たれたものとする必要があります。

市では、第 3 期障害福祉サービス計画の策定時から障害児等特別な支援が必要な子どもについても、子どもの「発達が少し気になる」段階からの相談や継続的に支援を受けることができる体制の推進のための方策について定めており、引き続き、一人ひとりのライフステージに応じた一貫した支援体制を充実させていくとともに、発達障害などの障害に対して、市民の理解を深めていきます。

(1) 一貫した支援体制の推進

ア 早期発見の取り組み

乳幼児健診や育児教室などで成長や発達などに気がかりのある子どもの養育支援を行っていきます。また、年中年齢児童を対象とした「5 歳児すこやか相談」を実施して特別な支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

イ 相談体制の充実

子どものことばや運動発達の心配、集団生活を送るうえでの悩みなどについて、発達支援室で行う「発達相談」のほか、「5 歳児すこやか相談」や「巡回相談」などを通じて気軽に相談できる体制を充実させます。また、障害児通所支援サービスを利用するときは、障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成を行っていきます。

さらに市では、子どもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、教育施設・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談を行う事業である、子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」の検討を進めており、

事業を実施するにあたっては連携を図っていきます。

ウ 支援体制の推進

特別な支援が必要な子どもが、児童の一般的な施策を利用しにくいということがないように、児童発達支援などにより幼稚園、保育園、学校、学童保育などと連携した支援体制を整備していきます。

市直営の児童発達支援センターあおぞら園では、保育士、児童指導員などが集団生活やあそびを通して、基本的な生活習慣や情緒、社会性などの発達を援助するとともに、保護者に対して養育上必要な相談支援を行っています。また、幼稚園や保育園などに訪問し、子どもやスタッフに対し専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施しています。今後も、地域における専門的な機能をもった中核的支援施設として、他の児童発達支援事業所や障害児相談支援事業所などと連携を図っていきます。

関係機関が情報の共有と役割を明確にして対応する発達支援システムネットワークなどを活用して、本人を中心にした支援体制を推進していきます。

また、特別支援学校高等部3年在籍時において、卒業後を見据え、学校、相談支援事業所と進路先である福祉サービス提供事業所などの関係機関と連携した支援体制を強化していきます。

(2) 障害のある子どもの余暇の充実

障害のある子どもの放課後や夏休みなど学校の長期休業期間における余暇活動を行う場合は、市内に2カ所の障害児放課後余暇支援施設がありますが、平成25年4月に18歳未満の子どもが利用する場合は、児童福祉法の放課後等デイサービスに移行しました。今後は市内にある放課後等デイサービスの活用や、移動支援などにより障害のある子どもの社会参加や余暇の充実を図っていきます。

(3) 発達障害等の理解を深めるための取り組み

子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会を通して、市民への理解・啓発に努めていきます。

幼稚園、保育園や学校等へ出前の講演会を行っています。

(4) 児童通所支援事業等の種別ごとの必要量の見込

一月当たりの実績及び見込量

サービス種別	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込
児童発達支援	人日分	492	484	600	660	720	770
	人分	43	44	55	58	60	62
医療型児童発達 支援	人日分	0	0	0	8	8	16
	人分	0	0	0	1	1	2
放課後等デイサ ービス	人日分	97	644	1,020	1,080	1,140	1,200
	人分	27	102	170	175	180	190
保育所等訪問支 援	人日分	0	5	5	5	6	8
	人分	0	4	3	3	4	5
障害児相談支援	人分	0	13	18	20	25	30

各年度末までの導入実績及び見込量

サービス種別	単 位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込
障害児相談支援	人分	0	23	200	235	240	255

児童通所支援のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの見込量については、利用のニーズが高いこと、市内のサービス提供事業所が増加したことを考慮しながら、利用者数等を見込んで推計しました。

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用を希望する場合に合わせて支給決定が必要となります。(平成27年4月以降の申請については必須。平成26年度末までは経過措置期間となっています。) また、見込量については、サービス

の特性により、利用者によって計画作成月がおおよそ年に1回、それぞれ異なるため、該当年度の児童通所支援の支給決定予定者数も勘案し、推計しています。鎌倉市の指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員を中心に、特別な支援が必要な子どもたちの支援をライフステージに沿って進め、家族を含めたトータルな支援や関係者を繋ぐことにより、地域で支えていく体制を整えていきます。

* サービス内容説明

*児童発達支援

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用児童への支援だけではなく地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育園等に通う障害児に対して施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応するものです。

児童発達支援センターは、人口10万人規模に1カ所以上、発達支援事業は、中学校区に1カ所以上が望ましいとされています。

*放課後等デイサービス

学齢の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業期間中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。

*保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士などが保育園や幼稚園などに訪問し、対象児童や訪問先のスタッフに対し、他の児童との集団生活が円滑に過ごすことができるよう専門的な支援を行うものです。

*障害児相談支援

指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との調整、定期的なモニタリングを行い、適切なサービス利用や課題の解決を支援するものです。

* 児童福祉法の主な改正点（参考） 平成 24 年 4 月 1 日施行

* 障害児の範囲の見直し

児童福祉法の障害児の定義に、身体障害児、知的障害児に加え、「精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定される発達障害児を含む）」が追加されました。

* 実施主体の見直し

障害児通所支援は、県から市町村になりました。

障害児入所支援は、今まで通り県となります。

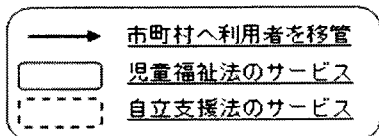
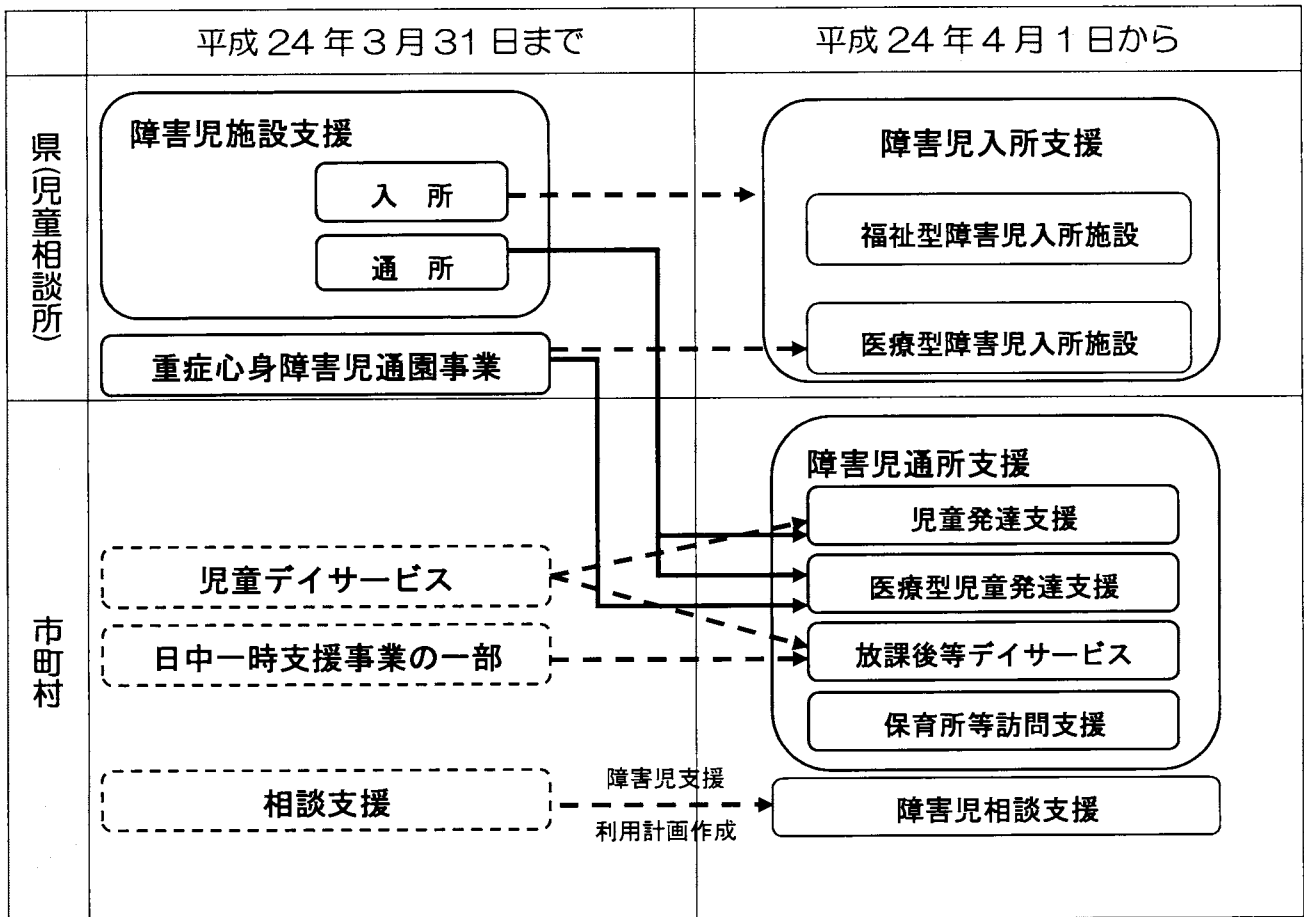
* 障害児相談支援の創設

市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成します。

* 障害児施設体系の見直し

障害児通園施設、重症心身障害児通園事業などは、障害児通所支援に体系づけられ児童発達支援に類型されました。児童デイサービスのうち就学前児童は児童発達支援、学齢児童は放課後等デイサービスに類型されました。

障害児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設などは、障害児入所支援に体系づけられ、福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設に類型されました。



* 鎌倉市独自の取り組み

* 発達支援システムネットワーク

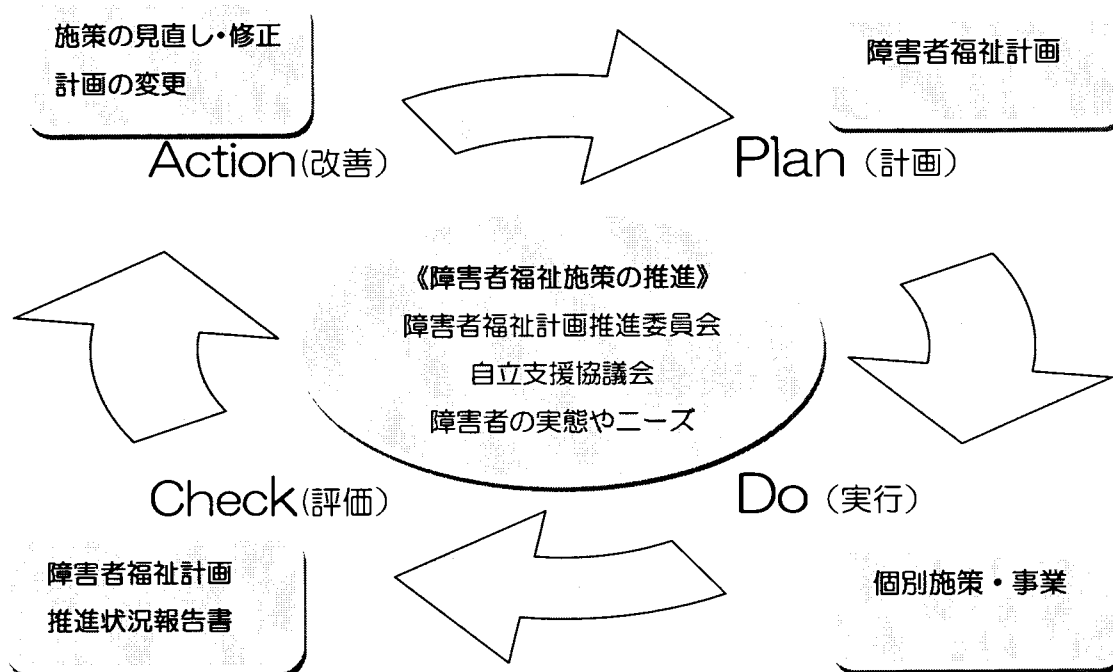
関係部署及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する発達障害を含む特別な支援が必要な子どもとその家族に対して、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を行います。

* 障害児放課後余暇支援事業

障害児等に余暇活動の場を提供することにより、その家族の介護にかかる身体的及び精神的な負担を軽減し、障害児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的に発達支援室で実施している事業でしたが、平成25年4月より障害児（特別支援学校等に在籍している18歳以上の利用者も含む）については、児童福祉法の放課後等デイサービスに移行し、現在は18歳以上の利用者を対象に、本事業は活用されています。

7 計画の進行管理

(1) PDCA サイクルの実行



障害者福祉計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分に行い、実効性のある障害者福祉計画を目指します。

また、第4期障害福祉サービス計画期間中に法の見直し等が行われた場合など、必要があると認められる場合には施策の見直しや修正、計画の変更を行います。

(2) 市民・障害者の声やニーズの把握

懇談会、パブリックコメント、意見交換会、ホームページ、アンケート調査など、さまざまな機会や手法を通して、市民・障害者の意向やニーズを常に収集・把握し、障害者の実態やニーズを受け止めた施策・事業を進めます。

(3) 庁内の連携と総合的施策の推進

庁内関係各課による「障害者福祉計画推進会議」を設置・運営し、障害者福祉計画に基づく施策を、庁内連携を図りながら推進していきます。

また、関係機関、施設、事業者等と連携しながら、鎌倉地域の総合的な障害者福祉施策を推進します。

(4) 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会

学識経験者、関係行政機関、障害者団体、障害者施設などにより構成される障害者福祉計画推進委員会を設置・運営し、障害者福祉計画の進行管理、次回の計画改定に向けた調査・審議など、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ります。

(5) 鎌倉市自立支援協議会

自立支援協議会は、鎌倉地域の施設・事業者・団体・障害当事者・教育機関・雇用機関・行政機関などにより構成され、地域の障害者福祉施策の推進に中核的な役割を果たしています。

自立支援協議会に、障害者福祉計画の進捗状況などを報告するとともに、地域でのネットワークを構築し、障害者福祉施策に関する情報交換、意見交換、調査・研究などにより、連携して障害者福祉計画の地域における総合的な推進を図ります。

(6) 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告

「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を毎年度発行し、障害者福祉計画掲載の各事業の前年度実施状況、事業の点検・評価などを行います。

重点施策については、前々年度との対比や進捗状況も含めた評価を行います。各評価により、必要に応じて、施策や事業の改善や見直しを行います。

資料編

1 第4期鎌倉市障害福祉サービス計画策定経過

年度	実施月日	策定経過の項目	内容	備考
平成26年度	7月25日	第1回 障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度 障害者福祉計画推進状況報告書(案)の検討 第4期障害福祉サービス計画(案)骨子についての検討 	
	8月21日	第1回 障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度 障害者福祉計画推進状況報告書(案)の審議 第4期障害福祉サービス計画(案)骨子についての審議 	
	9月24日～9月30日	第4期障害福祉サービス計画(素案)に関する意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 当事者団体との意見交換会実施(市役所本庁舎及び福祉センター全4回) 	9団体、18人が参加。2団体からは、意見用紙をいただきました。
	11月4日	第2回 障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度 障害者福祉計画推進状況報告書(案)の検討 第4期障害福祉サービス計画(素案)についての検討 	
	11月27日	第2回 障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度 障害者福祉計画推進状況報告書(案)の審議及び確定 第4期障害福祉サービス計画(素案)についての審議 ※当事者団体との意見交換会で出された意見、鎌倉市自立支援協議会での検討事項を反映 	
	12月15日	市議会12月定例会 観光厚生常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 観光厚生常任委員会にて、第4期鎌倉市障害福祉サービス計画の策定状況について報告 	
	12月15日～1月14日	意見公募手続(パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> 第4期障害福祉サービス計画(案)についての意見公募手続(パブリックコメント)を実施 	個人は6名の方から、団体は4団体から合わせて16件のご意見を頂きました。
	2月26日	第3回 障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募手続(パブリックコメント)結果報告 第4期障害福祉サービス計画(最終案)についての検討 	
	3月11日	第3回 障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募手続(パブリックコメント)結果報告 第4期障害福祉サービス計画(最終案)についての審議及び確定 	

2 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の障害者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく鎌倉市障害者福祉計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、2年とする。

3 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例（平成25年6月条例第6号）第5条の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないことを認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

4 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 委員名簿

(平成27年3月1日現在)

所 属		名 前
	社団法人鎌倉市歯科医師会理事	ウシイ ヒロシ 氏家 博
	よこすか障害者就業・生活支援センター施設長	オオモリ ヒデオ 大森 英夫
委員長	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科助教	キシカワ マナブ 岸川 学
	神奈川県立鎌倉養護学校	サトウ モトハル 佐藤 元治
	鎌倉市社会福祉協議会団体部会 (障害者生活支援センター鎌倉清和施設長)	サトミ ヒトシ 里見 仁志
副委員長	鎌倉市社会福祉協議会団体部会 (鎌倉市身体障害者福祉協会)	ススキ テルユキ 鈴木 輝行
	社団法人鎌倉市医師会理事	トヨタ サトル 豊田 悟
	鎌倉市社会福祉協議会事務局長 (鎌倉市自立支援協議会委員)	ナイウ ショウジ 内藤 昭二
	鎌倉市障害者地域作業所連絡会会長 (虹の子作業所所長)	ナカカワ チユウ 中川 千恵子
	鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会代表	ナカノ レイコ 永野 玲子
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉課	ノザワ スミオ 野沢 澄夫
	鎌倉市社会福祉協議会	モリシマ ナオキ 森島 直樹

(50音順・敬称略)

5 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策に関する調整、調査、研究等をするため、鎌倉市障害者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進における調整
- (2) 障害者福祉計画の改定素案の作成
- (3) 障害者福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (4) その他障害者福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長 健康福祉部長
- (2) 副議長 健康福祉部次長(第7条に規定する庶務担当課等を所管する次長)
- (3) 委員 健康福祉部およびこどもみらい部内の課長及び課長代理、及び教育指導課長

2 議長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 推進会議は、議長が招集し会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 議長は、必要に応じて推進会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会長及び部会員は、議長が指名する。

3 議長は、必要に応じ臨時部会員を置くことができる。

4 部会の会議は、部会長が議長に諮って招集し、会議の結果は推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、この推進会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項

は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成 19 年 12 月 28 日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成 20 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行する。

6 鎌倉市の障害児者福祉施設

	名称	住所	電話番号
--	----	----	------

◎ 一般相談(障害児・者に関する相談)

三 障 害	地域生活サポートセンター とらいむ	由比ガ浜 2-2-40KFビル 4F	0467-61-3205
	キャロットサポートセンター	由比ガ浜 2-9-62 フォーラム 301	0467-23-5235
	鎌倉地域支援室	大船 1175 小坂ビル 1F	0467-55-8878

◎ 計画相談(サービス利用等計画作成に関する相談)

三 障 害	地域生活サポートセンター とらいむ	由比ガ浜 2-2-40KFビル 4F	0467-61-3205
	キャロットサポートセンター	由比ガ浜 2-9-62 フォーラム 301	0467-23-5235
	鎌倉地域支援室※1	大船 1175 小坂ビル 1F	0467-55-8878
	あさひ訪問看護・介護ステーション	大船 2-1-3 ミサオビル 2F	0467-43-6688
	ハーモニー※1	城廻 481-24	0467-53-7186
精 神	相談支援事業所 麦の穂	扇ガ谷 1-7-7-101	0467-25-2567
身 体 ・ 知 的	みどりの園鎌倉	常盤 165-8	0467-33-3911
	小さき花の園※2	腰越 1-2-1	0467-31-6703
知 的	相談支援事業所 ひびき鎌倉山※1	鎌倉山 2-8-34	0467-33-5995
	鎌倉やまなみ相談支援事業所	鎌倉市植木 18	0467-55-5003
	虹の子相談支援事業所	常盤 10-10	0467-43-5600
障 害 児	鎌倉市発達支援室	御成町 20-21 鎌倉市福祉センター内	0467-23-5130

※1 の事業所については、指定障害児相談についても行っています。

※2 小さき花の園は重度心身障害児者の相談が中心となっています。

◎ 地域活動支援センター

I 型	知的	キャロットサポートセンター	由比ガ浜 2-9-62 フォーラム 301	0467-23-5235
	精神	地域生活サポートセンター とらいむ	由比ガ浜 2-2-40KFビル 4F	0467-61-3205
II 型	知的	虹の子作業所	常盤 10-10	0467-43-5600
III 型	知的	地域活動支援センター ぶどうの木	笛田 3-1-7 湘南ハナビル 201号	0467-39-5508
		地域活動支援センター サンタ・ハウス	御成町 3-10	0467-23-6525

Ⅲ型	精神	麦の穂	扇ガ谷 1-7-7-102	0467-25-2567
		倶楽部「道」	小町 2-12-37	0467-23-8772
	身体	スローライフ 障害者地域活動支援センター	腰越 4-9-8	0467-32-0737
		ひがし鎌倉市地域活動支援センター	腰越 2-11-3	0467-32-8577
		よあけ	常盤 98-1	0467-33-3030
		地域活動支援センターひかり	台 3-7-2	0467-81-4802

◎ 就労移行支援

知的	工房ひしめき	鎌倉山 2-8-34	0467-33-0882
	就労移行支援センター Will	御成町 3-10 鎌万ビル 4F	0467-23-5235
精神	ねくすと	大船 3-1-3 セイショウナンビル 6F	0467-38-4322
	富士ソフト企画 就職予備校	岡本 2-13-18	0467-47-5944
知的精神	笑ん座カフェ	城廻 423-121	0467-33-4083

◎就労継続支援

A型	三障害	ワーカービー	由比ガ浜 2-9-53 マセハイム 2F	0467-23-2374
		ピースウェーブ	御成町 3-10	0467-23-6525
		ラパン大町事業所	大町 4-14-6	0467-23-0509
		Biz パートナーズ大船	梶原 2-19-19	0467-91-1120
		ラパン名越センター	大町 5-12-16	0467-23-0730
	精神	かまくらふれんず	御成町 2-5	0467-24-1116
		カフェふれんず(サテライト)	今泉 2-10-1	0467-46-3413
B型	知的	工房ひしめき	鎌倉山 2-8-34	0467-33-0882
		鎌倉薫風	関谷 1351	0467-47-9358
		鎌倉はまなみ	由比ガ浜 2-3-11	0467-24-5873
		アトリエそらのいろ	由比ガ浜 1-2-6	0467-22-5400
	精神	Work shop レスカル	小袋谷 2-14-10	0467-46-9335
		第二レスカル(café 茶るら)	大船 2-20-38	0467-47-1975
		れざみ	御成町 7-11	0467-23-9817
		道工房	小町 2-6-39	0467-53-9201
		もっこす	大船 2-24-11	0467-44-1841

B 型	精神	青い麦の家	大町 5-2-11	0467-23-0026
		ジャックと豆の木	由比ガ浜 2-4-39	0467-24-6202
	知精神	笑ん座カフェ	城廻 423-121	0467-33-4083

◎自立訓練(生活訓練)

精神	おーる	由比ガ浜 2-2-40	0467-24-0920
----	-----	-------------	--------------

◎生活介護

知的	障害者生活支援センター鎌倉清和	植木 18	0467-46-4891
	鎌倉薫風	関谷 1351	0467-47-9358
	山崎薫風	台 4-5-40	0467-53-8593
	日日クラブ	山崎 796-13	0467-47-1437
	鎌倉由比	坂ノ下 33-3	0467-24-1154
	鎌倉はまなみ	由比ガ浜 2-3-11	0467-24-5873
	鎌倉わかみや		
身体	小さき花の園在宅サービス支援室	腰越 1-2-1	0467-31-9424
精神	第三レスカル(すぺーす・ゆう)	岡本 2-1-10 プロシードビル 2F	0467-48-0004

◎施設入所支援 生活介護

知的	鎌倉清和園	関谷 753	0467-46-8700
----	-------	--------	--------------

◎グループホーム

知的	第一清和ホーム	佐助 1-5-18	0467-46-4891
	第二清和ホーム	長谷 5-6-10	
	グループホーム明星	関谷 405-1	0467-43-1541
	グループホーム新星	玉縄 1-14-1-202	0467-44-5640
	グループホームエール	関谷 1355-10	0467-47-2456
	グループホーム小袋谷第一	小袋谷 2-22-30-2	0467-67-9179
	グループホーム小袋谷第二	小袋谷 2-22-30-2	0467-91-1807
	木犀(もくせい)の家	扇ガ谷 3-7-10	0467-22-3367
	松毬(まつぼっくり)の家	扇ガ谷 3-7-9-1	0467-22-5730
	木蓮の家	扇ガ谷 3-3-28	0467-25-3845
	大手毬の家	山崎 796-13	0467-47-9405
	山桜の家	鎌倉山 3-16-12	0467-38-5499
	ハーゼ	大町 4-14-6	0467-23-0730

知的	コンブリオ	台 4-3-12	0467-55-9085
	虹の子ハウス「グラッシーズ」	常盤 10-10 2F	0467-46-1567
精神	五所神社前レジデンス	材木座 2-8-25	0467-61-3174
	ビーンズ	由比ガ浜 2-4-39	0467-23-7889
	びびら	小袋谷 2-4-1	0467-45-0937
	かほんの丘	津 671-3	0467-33-0511
身知的	グループホームぼらん	城廻 72-1	0467-33-4555

◎ 短期入所(ショートステイ)

知的	障害者生活支援センター鎌倉清和	植木 18	0467-46-4891
	ショートステイパイル	関谷 296	0467-84-8437
	鎌倉清和園	関谷 753	0467-46-8700
	小さき花の園(児童)	腰越 1-2-1	0467-31-9424

◎ 児童発達支援

児童発達支援センター あおぞら園	笛田 2-38-20	0467-32-0739
小さき花の園	腰越 1-2-1	0467-31-9424
鎌倉・雪ノ下 C-Base	雪ノ下 3-4-25 五十嵐ビル2F	0467-23-2156
学びの基地 御成教室	御成町 10-4	
鎌倉こども学園「チューリップ」	岡本 2-2-18	0467-38-6866

◎ 放課後等デイサービス

障害児活動支援センター	梶原 2-33-2 深沢子どもセンター4F	0467-44-1700
のんびりスペース※大船	台 2-11-4	0467-43-3374
鎌倉・雪ノ下 C-Base	雪ノ下 3-4-25 五十嵐ビル2F	0467-23-2156
学びの基地 御成教室	御成町 10-4	
鎌倉こども学園「チューリップ」	岡本 2-2-18	0467-38-6866
はっぴーわん	玉縄 1-2-6 ハッピーワンハウス I-D 号	0467-84-8867
みどりの園鎌倉 ぐるんぱ	常盤 165-8	0467-33-3915
グローブ	岡本 2-3-16	0467-38-4537

◎ 保育所等訪問支援

児童発達支援センター あおぞら園	笛田 2-38-20	0467-32-0739
------------------	------------	--------------

平和都市宣言

われわれは、

日本国憲法を貫く平和精神に基いて、

核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、

全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、

ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市障害福祉サービス計画

第4期（平成27年度～平成29年度）

平成27年3月発行

発行 鎌倉市

編集 健康福祉部 障害者福祉課

鎌倉市御成町18番10号

電話 0467 (23) 3000 内線 2369

FAX 0467 (25) 1443